

## 調査結果報告書

(いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について)

令和8年7月10日

名古屋高等検察庁

## 目 次

|    |                                   |    |
|----|-----------------------------------|----|
| 第1 | はじめに                              | 1  |
| 第2 | 事案の概要及び捜査経緯等                      | 2  |
| 1  | 事案の概要                             | 2  |
| 2  | 捜査経緯等                             | 2  |
| 第3 | 確定審における公判経過等                      | 8  |
| 1  | 確定審第一審（福井地裁）の公判経過等                | 8  |
| 2  | 確定審第一審判決（福井地裁平成2年9月26日判決）の概要      | 15 |
| 3  | 確定審控訴審（名古屋高裁金沢支部）の公判経過等           | 16 |
| 4  | 確定審控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成7年2月9日判決）の概要  | 21 |
| 5  | 確定審上告審決定（最高裁平成9年11月12日決定）の概要等     | 22 |
| 第4 | 第一次再審請求審の経過等                      | 22 |
| 1  | 再審請求及び再審請求理由                      | 22 |
| 2  | 第一次再審請求審・第一審の主な経過等                | 23 |
| 3  | 再審開始決定（名古屋高裁金沢支部平成23年11月30日決定）の概要 | 25 |
| 4  | 第一次再審請求審・異議審の経過等                  | 26 |
| 5  | 異議審決定（名古屋高裁平成25年3月6日決定）の概要        | 28 |
| 6  | 特別抗告審（最高裁）                        | 28 |
| 第5 | 第二次再審請求審（名古屋高裁金沢支部）の経過等           | 29 |
| 1  | 再審請求及び再審請求理由                      | 29 |
| 2  | 第二次再審請求審の経過等                      | 29 |
| 3  | 再審開始決定（名古屋高裁金沢支部令和6年10月23日決定）の概要  | 33 |
| 第6 | 再審公判                              | 34 |
| 第7 | 確定審における検察官の対応上の問題点・反省点等           | 35 |
| 1  | 証拠の開示に関する問題点                      | 35 |
| 2  | 検察官による控訴に関する問題点                   | 39 |
| 第8 | 再審請求審における検察官の対応上の問題点・反省点等         | 39 |
| 1  | 証拠の開示に関する問題点                      | 39 |
| 2  | 検察官による第一次再審請求審での不服申立てに関する問題点      | 47 |
| 第9 | まとめ（問題点とそれに対する対応）                 | 48 |
| 1  | 問題点                               | 48 |
| 2  | 対応策                               | 49 |

## 第1 はじめに

昭和61年3月19日、福井市内の市営団地の一室において、当時15歳の女子中学生であった被害者が、その頭部を灰皿で殴打され、その首を電気カーペットのコードで絞められ、その顔面、頸部、胸部等を包丁で多数回にわたって刺突されて殺害された殺人事件（いわゆる福井女子中学生殺人事件。以下「本件殺人事件」という。）をめぐっては、二次にわたる再審請求審及び再審開始決定を経て再審公判が開かれ、令和7年7月18日、名古屋高等裁判所（以下「名古屋高裁」という。）金沢支部が、X氏を無罪とした確定審第一審判決に対する検察官の控訴を棄却する旨の判決（以下、便宜上「再審無罪判決」という。）を言い渡し、同年8月1日、当庁検察官が上訴権を放棄したことによって再審無罪判決が確定した。

当庁においては、再審無罪判決に対する上訴権を放棄するに当たり、訴訟記録から客観的に判明する訴訟経過に基づき、本件殺人事件における検察官の対応の問題点等について部内で検討を行い、その結果を踏まえ、上訴権を放棄するとともに、再審無罪判決において「裁判所に法の正当な適用を請求し、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」とまで断じられた確定審検察官の訴訟活動を中心とした反省事項を明らかにした上で、再発防止策を講じたところである。

もっとも、今般、刑事再審手続に関する規律の在り方について国民的な議論や関心が高まりを見せる中、本件殺人事件の捜査・公判に加え、特に再審請求審における検察官のいわゆる証拠開示<sup>1</sup>や第一次再審請求審における再審開始決定に対する不服申立てなどの対応に対しても改めて様々な指摘がされていることに鑑み、本件殺人事件における検察官の対応の問題点等を可能な限り明らかにすべく、最高検察庁（以下「最高検」という。）の指示を受け、当庁として、本件殺人事件に関与した検察官に対するヒアリングを行うなどの追加調査を実施することとした。

本報告書は、第二次再審請求審における再審開始決定に至るまでの検察官の対応について、最高検による確認・了承も得て、その問題点や反省点等を含めた調査結果を取りまとめたものである。

本報告書中、再審無罪判決が言い渡される以前の検察官らの証拠評価や主張立証内容等にわたる部分があるが、これらは、飽くまで本件殺人事件における検察官の対応の問題点や反省点等を検討する前提として記載したものであり、再審無罪判決を受け入れており、X氏を犯人視するものではない。

---

<sup>1</sup> 以下、裁判所に対する証拠の提出と弁護人に対する証拠の開示の両者を特に区別することなく「開示」という用語を用いることがある。

## **第2 事案の概要及び捜査経緯等**

### **1 事案の概要**

本件は、昭和61年3月19日午後9時40分前後頃、福井市内の甲市営団地の一室である被害者方において、被害者が、その頭部を灰皿で殴打され、その首を電気カーペットのコードで絞められ、その顔面、頸部、胸部等を包丁で多数回にわたり刺突されて殺害された殺人事件である。

### **2 捜査経緯等**

- (1) 事件発生後、福井県警察（以下「県警」という。）は、捜査本部を設け、犯行現場における鑑識活動や聞き込み等の初動捜査を行うとともに、本件殺害手段が異常に残虐性を帯び、執拗な犯行態様であったことから、精神異常者や覚醒剤・シンナー等の薬物乱用者による犯行の可能性があるとの観点から捜査を進めた。県警は、同年4月、X氏（事件当時20歳）にも聴取したが、その時点では同人に嫌疑を抱かせる事情が判明せず、X氏については一旦捜査の対象から外されることとなった。
- (2) その後、県警は、A<sup>2</sup>（事件当時21歳男性）がシンナー吸引の前歴を有しており、また、暴力団組員でもあることから、本件殺人事件についてAが何らかの情報を知っている可能性があるなどとして、同年10月下旬頃、Aを本件殺人事件について取り調べた結果、「同年3月中旬頃の早朝、当時自分が住んでいた福井市内の自宅アパートにX氏が訪ねてきた。その際、X氏のズボンや靴等に血が付いていた。」旨の供述を得た。このことを契機として、県警は、Aの詳細な取調べを進めた結果、同年12月上旬頃、Aは、「事件当夜の3月19日の夜、ゲーム喫茶に行きゲームをして遊んでいたところ、翌20日午前0時頃、所属する暴力団事務所に電話をし、事務所当番のD<sup>3</sup>（事件当時27歳男性）にゲーム喫茶の電話番号を教えた。その後、ゲーム喫茶に電話をしてきたW1と同店で合流すると、W1が同店にやって来る際に使用した車の中にX氏がおり、X氏の右太股付近や顔、手などには血が付いていた。そこで、X氏をE（事件当時18歳女性）方に匿った後、自宅アパートで服を着替えさせるなどした。血が付いたX氏の着衣は、X氏の家に立ち寄る途中で川に捨てた。」旨供述するに至った。県警が裏付け捜査を進めた結果、AがX氏の着衣を捨てたとする川から当該着衣を発見するには至らな

---

<sup>2</sup> Aは、X氏の中学校時代の先輩で、X氏と共にシンナーを吸うなど親しく付き合い、元はX氏と同じ暴走族に所属し、本件殺人事件の当時はA自身は暴力団組織に所属していた（確定判決（名古屋高裁金沢支部平成7年2月9日判決）の認定）。

<sup>3</sup> Dは、暴力団組織においてAの兄貴分に当たり、X氏とも、かねて親しく、一緒に食事をするなどの関係にあった（前同）。

かった一方で<sup>4</sup>、Aが供述する一連の出来事が昭和61年3月19日から同月20日にかけてのことであることは裏付けられたほか<sup>5</sup>、EやF<sup>6</sup>（事件当時20歳女性）から、Aの前記供述に沿う内容の供述が得られた。

- (3) 県警は、一定の裏付けが得られたA供述等に基づき、同年12月14日、W1を犯人蔵匿罪で逮捕した。

W1の逮捕後、Aは「事件当夜、X氏と行動を共にしていたのはW1である。」旨の供述をした一方で、W1は本件殺人事件への関与を否認した<sup>7</sup>。県警は、捜査の結果、X氏が事件当夜に使用していた車両はW2所有の白色スカイライン（以下、単に「スカイライン」という。）である旨のA供述を得てスカイラインを押収した。W2は、スカイラインをB<sup>8</sup>（事件当時27歳男性）にしか貸していないと供述し、同月23日には、スカイラインからABO式で被害者と同型の血液の付着が認められた。これらの結果を踏まえ、県警は、同月26日、W1を釈放した<sup>9</sup>。

その後、昭和62年1月頃になると、Aは、「事件当夜、ゲーム喫茶にX氏と一緒に来た男は、W1ではなくBである。」「C<sup>10</sup>（事件当時21歳男性）に頼んで、スカイラインに乗ったX氏及びBをゲーム喫茶まで案内させた」旨供述するようになるとともに、当初関与を否定していたBも、「3月19日夜、スカイラインに乗ってX氏と甲市営団地まで行った。X氏が一人で車を降りてどこかへ行き、しばらくして戻ってくると、興奮した様子で、その右手には血が付いていた。」旨供述するに至るとともに、Cも、A供述に沿う供述をした。さらに、本件殺人事件の当時、甲市営団地に居住していたW3からも、「3月19日夜、甲市営団地の道路にテールランプが丸型<sup>11</sup>の白色乗用車が停まっているのを見た。」旨の供述が得られた<sup>12</sup>。

---

<sup>4</sup> 県警は、昭和61年12月2日以降、4回にわたり、AがX氏の着衣を捨てたと供述する川で川ざらいを行ったが、当該着衣は見付からなかった。

<sup>5</sup> Aは、3月20日、X氏をE方に匿った後、一旦自宅に戻り、タクシーを利用して覚醒剤取引に出掛け、所属する暴力団事務所に立ち寄った旨供述していたところ、タクシー運転手の供述や営業日報により、同供述が裏付けられた。また、Aは、同日夕方、甲市営団地付近を車で通った際に、覆面パトカーが停まっていた旨供述していたところ、警察官らの出動状況により、同供述が裏付けられた。

<sup>6</sup> Fは、本件殺人事件の当時、A方でAと同棲していた（確定判決の認定）。

<sup>7</sup> 福井地方検察庁においては、検察官P1がA及びW1の取調べを担当した。

<sup>8</sup> Bは、Aの元暴走族仲間である人を通じてX氏と知り合い、本件殺人事件の当時はA及びX氏と共にシンナーを吸引する関係であった（確定判決の認定）。

<sup>9</sup> 検察官P1は、W1を釈放した後は、本件殺人事件の捜査には関わっていないものと認められた。

<sup>10</sup> Cは、Aの友人であったが、X氏とは本件殺人事件以前に一度会ったことがあるだけの関係であった（確定判決の認定）。

<sup>11</sup> スカイラインのテールランプは丸型であった。

<sup>12</sup> 再審無罪判決は、W3が、本件殺人事件発生直後の警察官による複数回の聞き込みに対して目撃車両のことを供述しなかったことを指摘した上で、その理由について、警察官に対しては「記憶は

(4) さらに、県警は、被害者とX氏との接点について捜査を実施したところ、被害者の知人であったW4から、「昭和61年2月下旬頃、X氏に被害者方の電話番号等を教えた。」旨の供述を得た。

(5) 福井地方検察庁（以下「福井地検」という。）では、その後、本件殺人事件を担当していた検察官P2が、主要関係者であるA、B及びCらの取調べを複数回実施し、それぞれから供述を得て検察官面前調書を作成した<sup>13</sup>。

以上の捜査の結果も受け、県警は、昭和62年3月29日、X氏を本件殺人事件により通常逮捕した。

(6) 逮捕後、X氏は、一貫して本件殺人事件への関与を否認しており、同年4月18日、精神鑑定のため鑑定留置に付された。

また、検察官P2は、逮捕後もX氏及び主要関係者らの取調べを実施して順次検察官面前調書を作成するとともに、犯罪の証明に欠くことができない供述をするものとしてA及びBにつき刑事訴訟法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問を請求し、同年6月9日にはAの、同月24日にはBの第1回公判期日前尋問がそれぞれ実施された<sup>14</sup>。

その結果、後記のとおり、X氏を起訴する前の時点で、以下の主要関係者から、それぞれ以下の内容の供述が得られていた。

#### ○ Aの供述要旨

---

あったものの、聴取が嫌で、あえて供述しなかった」旨供述した一方で、検察官に対しては「警察官から車のことを聴取されなかったから供述しなかった」旨の供述をし、その供述を変遷させたことなどを指摘して、W3証言の信用性を否定した。

他方、ヒアリング対象の検察官からは、

- ・ 事件直後、警察官は、W3に対して「不審な車、人物」や「特異事項」について質問しており、W3が犯行当日に目撃した丸型テールランプの白い車を「不審車両」や「特異事項」とは評価せず、同車の存在を警察官に伝えなかった可能性があること
- ・ 警察官がW3に聞き込みをしていた段階では、いまだBがX氏を車で甲市営団地まで送迎した事実を警察官が把握していなかったことなどから、W3が警察官から車両について詳しく聴取されなかったために「警察官から車のことは聴取されなかった」旨供述したと見る余地があることなどから、W3証言の信用性を減殺する事情とは認められない旨の視点も示された。

<sup>13</sup> この点に関し、検察官P2は、

- ・ 自己の記憶にあることだけを供述し、記憶に濃淡がある場合にはその旨告げるよう取調べ対象者に注意喚起する
- ・ 警察に対し、取調べに当たっては、関係者の供述をよく聞き、自分の意見を押し付けたりすることのないよう注意喚起する

などして供述の信用性の吟味に努めた上で、A、B及びCら主要関係者の供述が、相応に詳細かつ具体的で、多数の関係者の供述と符合しており、一定の裏付けも存することから、信用し得るものと判断し、県警と協議の上、X氏を逮捕、勾留して更なる捜査を行うこととしたものと認められた。一方で、検察官P2は、本件殺人事件における2回目の再審開始決定で指摘された、Aの実母がAと面会した際に警察官において同実母が持参した寿司をAに喫食させたとされる点や、AがW1やCと警察署において対質したとされる点について、そうした出来事の有無を認識していなかったものと認められた。

<sup>14</sup> なお、弁護人は、これら第1回公判期日前尋問には立ち会っていない。

3月19日午後9時頃、自宅アパートにやって来たX氏から、シンナーが欲しいと言われたのでトルエンの一斗缶を渡したところ、X氏は、アパート前に来ていたBと合流してスカイラインで出発した。その後、旧知のCと共にゲーム喫茶に行き、同店で遊んでいたところ、翌20日午前0時頃、所属する暴力団事務所で事務所当番をしていたDから、電話で、居場所であるゲーム喫茶の電話番号を尋ねられ、その電話番号を教えた。その10分ないし20分くらい後に、X氏からゲーム喫茶に電話があり、「人殺してもうた。」などと言われたので、Cに車でX氏を迎えに行かせた。ゲーム喫茶でX氏やBと合流すると、X氏は顔や手、上着、ズボン等に血を付けており、「殺してもたんかもしれん。この前誘おうと思った女や。」などと言っていた。その後、別の知人の車とスカイラインの2台に分かれて、X氏、B及びCと共に知人女性であるE方へ行き、EにX氏をしばらく匿うよう頼んだ。その後、覚醒剤の取引を終えて暴力団事務所に行き、Dと共にE方に行くと、X氏はシンナーを吸っており、後で自宅アパートに来るよう伝えて自分は自宅アパートに戻った。その後、X氏がスカイラインで自宅アパートにやって来たが、その際、X氏の顔や手に付いていた血は取れていたものの、血の付いた服はまだ着ていたため、X氏にシャワーを浴びさせたり服を貸してやったりした。その日の午後、X氏をX氏方まで送る途中、X氏が元々着ていた衣類等を川に投げ捨てた<sup>15</sup>。

○ Bの供述要旨

3月19日午後9時20分頃、友人のW2から借りたスカイラインでA方前へ行ったところ、X氏と会った。X氏がA方から運んできたトルエンの一斗缶をスカイラインに積み込んだ後、X氏に頼まれ、スカイラインで甲市営団地に向かい、同団地内で車を停めた。X氏が一人で車を降り、20分ないし30分経って車に戻ってくると、X氏は、荒い息遣いで助手席に乗り込んだ。車内で室内灯をつけ、X氏にトルエンを注いでやると、X氏の右手の甲や指先にかけて濡れた血が付いているのに気付いた。X氏は、義理の兄に相談したいなどと言っていたので、車で同人方まで行った

---

<sup>15</sup> 検察官P2は、当時、Aの供述について、Bの関与の点や事件当夜X氏が着ていたとされる着衣の処分状況等の点で変遷が多く、その信用性を慎重に確認すべきものと認識していた一方で、Bの供述の核心部分はA供述をもってしても誘導できないこと、BとAの両者の供述をもってすれば事件当夜のX氏の行動を一通り説明することが可能である中で、Aが何らかの動機に基づいてX氏を犯人扱いさせるためのうその供述をしようとするのであれば、Cを始めとする多数の関係者が関与したとする必要はなく、むしろそれら関係者の供述を通じてAのうそが露見する危険が高まることとなるにもかかわらず、事情を知っているとしてCを始めとする他の関係者の名前を挙げ、それらの他の関係者からも前記のとおりX氏の関与に関わる供述が得られたことなどから、最終的に、Aの供述についてもBら他の関係者の供述と整合する範囲内でこれを信用できるものと判断したものと認められた。

が、不在だったのか、今度はA方に向かうよう頼まれ、A方に向かったが、Aは不在だった。X氏は、Aと連絡を取ろうとしており、「中学生の女刺したんや、殺したんや。」などと言っていた。その後、Aと連絡が取れたようで、X氏に頼まれて高校の前まで行き、待っていたCと合流してゲーム喫茶へ行った<sup>16</sup>。

○ Cの供述要旨

3月19日の夜、知人W5の運転でW6方に行き、「夜のヒットスタジオ」というテレビ番組を見ていたところ、女性歌手αが歌っている後ろで男性歌手βが腰を振っていきなり踊りをしている場面の頃にAから電話があり、W6運転の車でAと合流し、Aとゲーム喫茶で遊んでいた。そうした中、Aから、Aの連れと合流してゲーム喫茶まで連れてきてほしいと頼まれたので、一旦同店を出て、スカイラインでやって来たX氏と初対面のBと落ち合い、同店に戻ってX氏をAと引き合わせた。その後、Aが運転する車の先導で、X氏及びBを乗せたスカイラインを運転してE方に行き、E方に入ると、X氏が着ていた上着に血が付いているのを見た。その後、E方を出て、迎えに来てくれたW5の車で福井市内を走行しているときに、警察官の検問に遭った。

○ Dの供述要旨

3月20日午前0時少し前頃、事務所当番をしていた暴力団事務所に男性から電話がかかってきて、Aと連絡を取りたいとのことだったので、Aと電話で連絡を取り、Aの居場所の電話番号を聞いて男性に伝えた。その後、Aが事務所にやって来て、X氏がシンナーを吸ってEが困っているとのことだったので、Aと共にE方に向かった。E方に向かう途中、Aは、「X氏が人を殺してきたと言っている。」などと言っていた。E方にいたX氏を見ると、その首や上着の胸元に血が付いていた。

○ Eの供述要旨

3月20日午前1時頃に勤務先から帰宅すると、その後に、Aと初対面

---

<sup>16</sup> 検察官P2は、当時B供述を最重要証拠として位置付けた上、

- ・ 「事件当夜、甲市営団地に停車している丸いテールランプの白い車を見た」旨の第三者的立場にあるW3供述によって裏付けられていること
- ・ 関与を否認していた当初の供述から変遷が見られるものの、「正直に話すと、犯人を匿った罪で逮捕されるのではないかと不安があった。傷害罪で保護観察付きの執行猶予中の身であり、逮捕されると執行猶予が取り消されるおそれがあり、妻や子供、年老いた母が生活していけなくなると思った。」旨の変遷理由の説明は首肯し得ること
- ・ 仮に虚偽供述であるとする、多数の関係者がいずれも口裏合わせをしてX氏を本件殺人事件の犯人に仕立て上げたということとなるが、そのような口裏合わせは極めて困難又は不可能であること

などから、B供述は信用できると判断していたものと認められた。

の男性であるX氏が自宅を訪ねて来て、Aから、「けんかをしたんでちょっとやばい」などと言われて、X氏を自宅に置いてやってほしいと頼まれた。X氏は、その上着の胸の辺りや左右どちらかの手の甲にも血を付けていた。その後、Cも自宅に入ってきたが、間もなくCは帰って行った。その後、しばらくしてAがDと共に自宅にやって来て、3人で覚醒剤を使った。AとDが自宅を後にしてから30分ほど経つと、X氏は自宅から出て行った。

○ Fの供述要旨

3月20日早朝、Aと自宅にいたところ、X氏が訪ねて来た。その際、X氏のズボンの太股部分に血が付いているのを見た。その後、X氏は私の自宅で仮眠をとったが、仮眠中にうなされ、大声を上げていた。

- (7) また、昭和62年6月25日頃、スカイライン内で発見された血痕の詳細な鑑定の結果、同血痕は被害者とは別人のものであることが判明した<sup>17</sup>。

その一方で、被害者方の電気カーペットに付着していた毛髪のようなもの99本とX氏の毛髪との異同識別のため、毛髪鑑定を行った結果、同年7月6日、前記99本のうち2本について、X氏の毛髪と「同一人の頭毛であると考えられる」との結果が得られた<sup>18</sup>。

- (8) 検察官P2は、以上の捜査結果を踏まえ、本件殺人事件について、それまでに得られた証拠に基づき有罪立証は十分に可能であると判断し、昭和62年7月13日、福井地方裁判所（以下「福井地裁」という。）に対し、X氏を本件殺人により起訴した<sup>19</sup>。

---

<sup>17</sup> 検察官P2は、スカイラインが相応に古い年式で、所有者が転々としていたことなどから、被害者以外の者の血液であって被害者と同型の血液が付着した蓋然性をあらかじめ排斥しておく必要があると判断し、県警に対し、スカイラインの過去の所有者に遡って、被害者以外の血液が付着するような事実があるか否かを捜査するよう指示し、県警が捜査をした結果、W2より前の所有者の段階で、その関係者の血液（O型）が車内に付着する状況が認められることが判明したものと認められた。検察官P2が県警に指示した結果、当該関係者の血液、スカイライン車内から採取された血液及び被害者の血液に含まれるオロソムコイド型を鑑定したところ、前二者のオロソムコイド型と被害者の血液のオロソムコイド型がそれぞれ異なることが判明し、スカイライン車内から採取された血液が、被害者の血液ではないことが判明したものと認められた。

<sup>18</sup> そのほか、X氏は、逮捕後、本件犯行への関与を否認し、検察官による取調べにおいて、「3月19日の夜は、姉夫婦らが自宅にやって来て、この3人と私、母、祖父の計6人で、中華料理店から取ったかに玉、餃子、鶏のから揚げ、レバニラ炒めなどの料理を食べた記憶がある。」旨のアリバイを供述したため、検察官P2の指示の下、県警において、X氏が供述する中華料理店を特定した上で、同店経営者から聴取したところ、同経営者は、「同店では出前をしておらず、また、事件当夜に同店の料理を持ち帰った客もいなかった」旨供述し、同店の伝票からそのことが裏付けられるとともに、X氏の義兄（X氏の姉の夫）の同僚から、「事件当夜、X氏の義兄と焼肉店で食事をしていた。」などという供述も得られたものと認められた。X氏は、確定審公判でも同様のアリバイ主張をしたが、X氏に無罪判決を言い渡した確定審第一審判決及び確定判決である確定審控訴審判決のいずれにおいても、X氏のアリバイ主張は排斥されている。

<sup>19</sup> 本件起訴当時の決裁官は皆逝去しており、本調査においてヒアリングを実施することができな

検察官 P 2 は、同月 17 日、福井地裁に対し、X 氏を毒物及び劇物取締法違反の罪により追起訴した。

### 第3 確定審における公判経過等

#### 1 確定審第一審（福井地裁）の公判経過等

X 氏は、公判段階でも一貫して本件殺人事件への関与を否認し、無罪を主張したところ、福井地裁では、昭和 62 年 9 月 1 日から平成 2 年 9 月 26 日まで、合計 42 回（判決宣告期日を含む。）にわたり公判期日が開かれ、A ないし F らの証人尋問その他の証拠調べが行われるなどしたところ、主要関係者に係る主な公判経過は以下のとおりである。

- (1) 昭和 62 年 9 月 1 日の第 1 回公判期日において、検察官 P 2 及び検察官 P 3 らは、冒頭陳述を行った上で、検察官立証のため、捜査報告書等の書証の証拠調べ請求を行ったほか、A ないし F ら、主要関係者の証人尋問を請求した<sup>20</sup>。

検察官が証拠調べ請求を行った証拠の中には、事件当夜の 3 月 19 日夜、A が W 6 方に電話をかけてきた時間について、「『夜のヒットスタジオ』で、女性歌手 α が歌っている後ろで男性歌手 β が腰を振っていやらしい踊りをしている場面のとき」であった旨の W 6 供述を裏付けるため、同日に放送された同番組の内容を確認した結果を記載した昭和 62 年 1 月 14 日付けの捜査報告書（以下「昭和 62 年捜査報告書」という。）が含まれていた。昭和 62 年捜査報告書は、W 6 の前記供述を踏まえ、警察官が昭和 61 年 3 月 27 日時点で同番組の内容を確認した結果をまとめて作成した別の捜査報告書（放送内容と放送時間を一覧表にまとめたもの）<sup>21</sup>に基づき、同番組の内容を確認したというものであり、「女性歌手 α が歌っている後（ろ）で男性歌手 β が踊っていた事実がある」ことを内容とするものであったが、昭和 62 年捜査報告書は、いやらしい踊りがあったことまでを裏付ける内容とはなっていない。

なお、昭和 62 年捜査報告書については、昭和 62 年 9 月 22 日の第 2 回公判期日において弁護人が同意し、裁判所に証拠採用されてその取調べがなされた。

---

った。

<sup>20</sup> このほか、検察官 P 2 らは、第 2 回公判期日において、W 5 や W 6 らの証人尋問請求を行っている。

<sup>21</sup> 再審無罪判決においては、この一覧表について、「本件犯行時刻については、被害者方階下の住民らが大きな物音を聞いたこと（中略）などにより絞り込まれているところ、物音を聞いた時刻は当時視聴していたテレビ番組の内容から特定されており、上記一覧表はこれらの捜査のために作成されたとみられる。」などと判示している。

(2) 同年10月15日の第3回公判期日以降、主要関係者らの証人尋問が順次行われた。

まず、第3回公判期日において、主要関係者のうちBの証人尋問が行われた。

本件殺人事件では、第1回公判期日においてAないしFら主要関係者の証人尋問請求がされたものの、これら主要関係者の供述調書の証拠調べ請求はされておらず、弁護人に開示もされていなかった<sup>22</sup>。弁護人は、Bの証人尋問の結果を踏まえ、裁判所に対し、Bの証言には変遷があると思われ、反対尋問の資料として必要であるため、同人の捜査段階における全調書の開示を命じてもらいたい旨申し立てた。これに対し、検察官P2らは、Bの司法警察員及び検察官に対する供述調書（いずれもこの時点で弁護人に未開示のもの。以下「B未開示調書」という。）及び同年6月24日に実施された刑事訴訟法227条1項によるBの証人尋問に係る調書（以下「B証人尋問調書」という。）が存在することを明らかにした一方で、B未開示調書については開示しない旨回答した。

以上のやり取りを踏まえ、裁判所は、検察官P2らに対し、B証人尋問調書を直ちに弁護人に開示するよう求めたものの、B未開示調書については、命令を発することも含め、特段の措置を講じなかった。

もっとも、その後、期日外において、弁護人は、福井地裁に対し、最高裁判所（以下「最高裁」という。）の判例（最高裁昭和44年4月25日決定<sup>23</sup>）に基づき、B未開示調書の開示は弁護人の防御に欠くべからざるものであるなどとして、B未開示調書等の開示を求める証拠開示命令の申立てを行った。

検察官P2らは、かかる経緯を踏まえ、検察官から証拠調べ請求すること

---

<sup>22</sup> 刑事訴訟法299条1項は、「検察官…が証人…の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。」と規定し、証人尋問を請求した際の当該証人の供述調書の開示は義務付けていないところ、検察官P2らは同条項に従って対応していたものと認められた。

<sup>23</sup> 最高裁は、昭和44年4月25日決定（刑集23巻4号248頁）において、「裁判所は、その訴訟上の地位にかんがみ、法規の明文ないし訴訟の基本構造に違背しないかぎり、適切な裁量により公正な訴訟指揮を行ない、訴訟の合目的的進行をはかるべき権限と職責を有するものであるから、本件のように証拠調の段階に入つた後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類および内容、閲覧の時期、程度および方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防禦のため特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認めるときは、その訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができるものと解すべきである。」などと判示している。

とし、B未開示調書及びB証人尋問調書を弁護人に開示した上で、Bの証人尋問が続行された昭和62年11月5日の第4回公判期日において<sup>24</sup>、Bの上申書2通、司法警察員面前調書6通、検察官面前調書5通及びB証人尋問調書1通を証拠調べ請求した<sup>25</sup>。

- (3) 昭和62年12月1日、神戸地方裁判所姫路支部において、当時姫路少年刑務所で受刑中のAに対する期日外尋問が行われた。

これに先立ち、Aは、同年9月21日付けで、「当時X氏が着ていた服はこれまで話していた内容とは異なる。また、X氏が着ていた服を捨てたのは3月20日ではなくその後の休日だったのではないかと思う。以上のように、自分の供述が変わるので、刑務所まで近いうちにきてほしい。」旨の手紙を作成し、取調べ担当警察官宛てに発送するとともに、同年11月25日付けの消印で、「自分がこの件で協力したことで自分のまわりの人間にどれだけ迷惑がかかったのかと思うと素直に（法廷に）出るつもりはありません。受刑中の人間が、犯罪を犯した人間の裁判にのこのこと、それも手錠をはめられて出ていくのにはものすごく抵抗があります。そういったことから裁判には出たくないのです。」などとして、裁判を自分が出所するまで延ばしてほしいという内容の手紙を、検察官P2に宛てて送付していた。

そして、Aは、期日外尋問において、「これまで川に捨てたと話していたX氏の衣類のうち、トレーナーについては、福井市内に隠してある。福井市内のどこかということは言えない。福井に戻してもらわなければ、自分も提出しにくいし、いろいろ難しい点があって困る。」などと証言した。

さらに、Aは、同年12月15日の第6回公判期日<sup>26</sup>で行われた証人尋問

---

<sup>24</sup> なお、昭和62年11月17日の第5回公判期日においても、Bの証人尋問（第3回公判期日から続行）が行われている。

<sup>25</sup> これらのうち、Bの司法警察員及び検察官に対する各面前調書並びに証人尋問調書合計12通については、いずれも弁護人が同意して、裁判所が証拠として採用し、取り調べられた。また、Bの上申書2通については、その後の公判期日において検察官が証拠調べ請求を撤回したものの、昭和63年8月及び平成元年5月に、撤回前に閲覧ができなかったとして改めて弁護人が福井地裁に対して証拠開示の申立てを行ったことから、平成元年8月の第32回公判期日において、改めて検察官が証拠調べ請求を行い、平成元年9月の第33回公判期日において、弁護人が同意して、証拠として採用され、取り調べられた。

<sup>26</sup> 第6回公判期日に先立ち、弁護人は、期日外において、福井地裁に対し、前記最高裁判例に基づき、その時点で未開示のAの司法警察員及び検察官に対する各面前調書の開示を求める申立てを行った。検察官は、かかる弁護人からの申立て等を踏まえ、第6回公判期日において、Aの上申書1通、司法警察員面前調書17通、検察官面前調書9通及びAの刑事訴訟法227条に基づく証人尋問調書1通を証拠調べ請求した上で、弁護人に閲覧の機会を与えた。これらのうち、Aの司法警察員及び検察官に対する各面前調書合計26通は、いずれも弁護人が同意して裁判所が証拠として採用し、取り調べられた。また、Aの上申書1通については、その後の公判期日において一旦検察官が証拠調べ請求を撤回したものの、Bの上申書と同様に、昭和63年8月及び平成元年5月に弁護人から改めて証拠開示の申立てがなされたことを受け、第32回公判期日において、検察官が証拠調べ請求を行い、第33回公判期日において、弁護人が同意して採用され、取り調べられた。

において、「トレーナーは今もあると思うが、場所を何度も移し変えているので、現在ある場所は自分も忘れて言えない。（福井に）連れて行ってもらえないと言えない。」「トレーナーのことを、知り合いのある人間に話したら、その人間からいい話だから取っておこうということになって、取っておいた。」などと証言した。

Aは、その後、昭和63年1月3日付け及び同月27日付けで、それぞれ、前記トレーナーについて「その頃、どうしても金が必要で、この物で金がとれないか等と考えていた。ある人に相談したところ、どこかへ埋めておいて金を取ったら場所を教えるのが一番と言われて隠したが、隠した場所だけは記憶が薄い。」「前向きの姿勢で協力しようと思っていたが、意図的に無視されている様な気がして我慢も限界にきています。どうか早めに進展するように願います。」などという内容の手紙を作成して検察官P2宛てに送付し、さらに、同年2月25日に福井刑務所から福井警察署に移監された後は、「覚醒剤関係者からどうしても金が必要だから買い取ってほしいと言われて実弾一発入りの拳銃一丁を買い取り、その拳銃と一緒にトレーナーを埋めた」旨の供述をするに至ったが、トレーナー及び拳銃のいずれについても、発見に至らなかった。

- (4) 昭和62年12月22日の第7回公判期日においてCの証人尋問及びEの証人尋問が、昭和63年1月21日の第8回公判期日においてCの証人尋問（前回から続行）及びDの証人尋問が、同年2月25日の第9回公判期日においてDの証人尋問（前回から続行）が、平成元年3月14日の第25回公判期日においてFの証人尋問がそれぞれ行われた<sup>27・28・29</sup>。

---

<sup>27</sup> 検察官は、C及びEの証人尋問が行われた第7回公判期日においてC及びEの検察官面前調書各1通を、Dの証人尋問が行われた第8回公判期日においてDの検察官面前調書1通をそれぞれ証拠調べ請求した上で、弁護人に閲覧の機会を与えた（いずれも弁護人が不同意意見を述べたことから、撤回している。）。そのほか、C及びEの未開示の供述調書について、弁護人は、昭和62年12月、昭和63年8月及び平成元年5月に証拠開示の申立てを、Dの未開示の供述調書について、昭和63年8月及び平成元年5月に証拠開示の申立てを、それぞれ行ったところ、検察官は、平成元年8月29日の第32回公判期日において、Cの司法警察員面前調書7通及び検察官面前調書2通、Eの司法警察員面前調書4通及び検察官面前調書1通を証拠調べ請求した上で、弁護人に閲覧の機会を与えた（いずれも弁護人が同意し、証拠採用の上、取り調べられた。）。

<sup>28</sup> Dは、確定審第一審の第8回公判期日における証人尋問において、X氏の着衣等に血が付いていたのを目撃したか否かについて、「そのようにも見えたが、今でははっきり覚えていない」旨証言して捜査段階の供述を変遷させたが、これに引き続く第9回公判期日における証人尋問においては、「X氏の着衣と首筋に血がついているのを見た」旨証言し、前回期日においてこの点につき曖昧な証言をした理由について、「X氏とは一緒に飯を食べた仲で、法廷でX氏を前にすると言えなかったが、自分なりに考えて、本当にしたことなら自分でケツを拭かないといけないと思い、はっきり証言しようと思った」旨証言した。

<sup>29</sup> Fは、確定審第一審の第25回公判期日における証人尋問において、「3月20日の早朝にX氏が自宅に来たことはなく、ズボンに血が付いていたのは何となく見た記憶があるが、それがX氏であったか分からない」旨証言して捜査段階の供述を変遷させたが、検察官は刑事訴訟法321条1

このうちCについては、第7回及び第8回公判期日においてはいずれも前記第2の2(6)記載の捜査段階と同内容の証言をした（以下、捜査段階とこれらの公判における証言内容を「C第一次供述」という。）が、昭和63年9月5日、弁護人から、事件当夜の出来事について改めて問われた際、「E方で、X氏が着ていた服の胸元に血が付いていたのを見た。その後、警察の検問を受けたので、見たのは事件当夜のことで間違いない。」としつつも、「一番最初にマル暴の警察官から話を聞かれたときは、検問で止まった日は、『W5と二人でうどん屋にいた。その後、W6から覚醒剤を手に入れた後、検問に捕まり、やばかったので覚醒剤を隠した。』などと話していた。警察官から、『お前うそついてるだろ』『絶対に違う』などと言われ、覚醒剤を買った日は違う日なのかと思った。」などと述べた<sup>30</sup>。

検察官P4は、Cが弁護人に対してC第一次供述とは異なる供述をしていることを察知し、Cを取り調べたところ、Cは、平成元年1月24日、検察官P4に対し、「X氏の服に血が付いているのを見たのは、警察の検問で止められた日であり、事件当夜のことで間違いない。また、うどん屋で、知人女性とその連れのW7のけんかを見て、その後にW6から覚醒剤を手に入れたことがあるのも事実だが、検問で止められたことはなく、検問をしていた警察官の姿を見ただけである。うどん屋でのけんかを見たのは、X氏の服に血が付いているのを見た日とは別の日で、確か同じ年の3月初め頃から4月頃にかけてではなかったかと思う。」旨供述した<sup>31</sup>。

また、検察官P4は、平成元年1月31日、W6も取り調べたところ、W6は、検察官P4に対し、「昭和61年3月19日夜、自宅で『ヤヌスの鏡』というテレビ番組を見ており、主人公の少女が地下室に閉じ込められている場面があったのを記憶している。同日、W5の車に乗ってCが来た。Cと共に『夜のヒットスタジオ』を見ていたところ、女性歌手αの後ろで男性歌手βが腰を振るなどの場面があったように思う。午後10時頃、電話があり、Cが出ると、Aからであり、迎えに来るように言われたとのことだった。Cを車に乗せて、裁判所近くにあるマンションにAを迎えに行き、AとCをゲーム喫茶に送って帰宅した。この日とは別の日に、うどん屋で、W7が、自分の連れの女性とCとが仲良さそうにしているのに腹を立て、女性とけんかをし、勤務先の喫茶店に戻ってきた後、そこにいたW6に、うどん屋に行っ

---

項2号に基づいてFの検察官面前調書の証拠採用を裁判所に求め、第30回公判期日において同調書が証拠採用されて取り調べられた。

<sup>30</sup> 確定審控訴審で弁護人が請求した録音テープ反訳書によるものであり、確定審第一審では同反訳書は証拠調べ請求がされていない。

<sup>31</sup> この日の検察官P4による取調べの際、Cは、「夜のヒットスタジオ」も含め、事件当夜に放送されていた番組内容について供述した形跡は見当たらない。

てCを呼んできてほしいと頼んできたことがあった。うどん屋に行ってCに会って話したが、W7には、Cが既にうどん屋からいなくなっていたと説明してほしいと言われたので、そうした。この日はその後、商業施設の前の駐車場で、W5の運転する車で来たCと落ち合い、Cに覚醒剤を代金3000円で売った。」旨供述した。

他方、県警においては、これに先立つ平成元年1月19日、W7<sup>32</sup>の取調べが行われており、その際、W7は、県警に対し、「うどん屋で女性とけんかをしたのは、昭和61年3月か4月頃で、融雪装置を作動させ、近くで道路工事をしていた頃の水曜日のことである。水曜日のことだと言えるのは、自己が経営している喫茶店で『ヤヌスの鏡』と『夜のヒットスタジオ』を見た記憶があるからである。『夜のヒットスタジオ』で、女性歌手αと男性歌手βのいやらしい踊りを見たことがあるが、毎週のように見ていた番組の一コマにしかすぎず、いやらしい踊りのあった『夜のヒットスタジオ』が放送された日とうどん屋でけんかをした日が同じだとはいえない。」旨供述していた。

そして、県警において、平成元年1月28日までに、Cが着衣に血を付けたX氏を目撃したのが事件当夜の昭和61年3月19日のことであることを確認にするため、その前段階の出来事に関する「事件当夜に放送された『夜のヒットスタジオ』において、女性歌手αの後ろで男性歌手βがいやらしい踊りをしていた。その際、Aから電話がかかってきて、W6と共にA方に行き、その後ゲーム喫茶に行った。」旨のC供述について、改めて裏付け捜査を行ったところ、

- ・ 「夜のヒットスタジオ」の3月19日放送分には、女性歌手αと男性歌手βがそれぞれ実際に出演していた一方で、二人で共演したり、いやらしい踊りを踊ったりしたシーンはないこと
- ・ 当該いやらしい踊りのシーンは、昭和60年10月の番組で生放送されたものであり、昭和61年3月26日の放送で、そのシーンの一部が再放送されたこと

がそれぞれ判明した（以下、平成元年1月28日付けで作成された前記裏付け捜査結果を内容とする捜査報告書を「本件捜査報告書」という。）。他方、確定審（第一審のみならず、控訴審及び上告審を含む。）において、検察官は、平成元年2月6日、県警から関係証拠として本件捜査報告書の追送を受けたが、これを証拠調べ請求せず、弁護人にも開示しなかった<sup>33</sup>。

---

<sup>32</sup> 平成元年6月6日の第28回公判期日において、弁護人の請求により、W7の証人尋問が実施された。

<sup>33</sup> 後記のとおり、本件捜査報告書が弁護人に開示されたのは、第二次再審請求審に至ってからのこ

さらに、Cは、W5及びW6が証言した後<sup>34</sup>、弁護人の請求により、同年11月16日及び同年12月7日にそれぞれ行われた第35回及び第36回公判期日において再度証言した際、「事件当夜はW5と共にうどん屋に行き、知人女性とその連れのW7とのけんかを見た。その後、W6と会って覚醒剤を譲り受け、W5運転の車で福井市内を走行するうち、本件殺人事件の発生に伴う検問を受けた。Aに頼まれてゲーム喫茶から神社までX氏とBを迎えに行き、その後、Aが運転する車に案内され、スカイラインを運転してE方に行った際、X氏の着衣に血が付いているのを目撃したことは事実だが、それは事件当夜の出来事ではない。『夜のヒットスタジオ』で女性歌手αと男性歌手βがいやらしい踊りを踊っていた場面を見た記憶はあるが、その場면을W6の家では見ておらず、会社の寮でW5と一緒に見た。」旨証言した（以下、これらの公判における証言内容を「C第二次供述」という。）。

なお、弁護人らは、平成元年9月21日付けで、福井弁護士会を通してテレビ会社に対し、「昭和61年3月中及び4月初めにかけての『夜のヒットスタジオ』の放映の有無、あればその放映日・時間、各放映番組の出演者の氏名、出演者が歌った歌の名前」について照会し、同テレビ会社から、平成元年10月25日付け照会事項回答書を得て、同年11月16日の第35回公判期日において、その照会申出書及び照会事項回答書<sup>35</sup>を証拠請求していたところ、検察官P4らは、これに同意し、同年12月19日の第37回公判期日において、これらの書証が採用され取り調べられた。

- (5) 以上のような経過を経て、検察官P4らは、平成2年4月17日の第40回公判期日において、論告を行い、被告人に懲役13年を求刑した。

同論告において、検察官P4らは、C第一次供述及びこれに沿うW6の捜査段階における供述の信用性を基礎付ける一事情として、「Cが昭和61年3月19日の夜、友人のW6の家に行き、テレビを見ていると、Aから電話があったので、W6の運転する車で出発したが、その時、テレビの『夜のヒットスタジオ』で女性歌手αと男性歌手βがいやらしいしぐさをしていたの

---

とであった。

<sup>34</sup> W5は、平成元年6月6日の第28回公判期日において、「本件当日は、Cと一緒にうどん屋に行き、そこで男女のけんかを見た後、W6と合流してCが覚醒剤を譲り受けた。その後、Cと二人で自動車に乗って徘徊しているときに検問に遭った。」旨証言し、W6は、同年7月11日の第30回公判期日において、「AとCをゲーム喫茶に送ったことはあるが、日付の記憶はない。テレビ番組で女性歌手αと男性歌手βがいやらしい踊りをしている場面を誰と見たかは思い出せず、それがCをゲーム喫茶に送った日かどうかは分からない。」旨証言した。

<sup>35</sup> 同回答書には、昭和61年3月19日放送の「夜のヒットスタジオ」に、女性歌手αと男性歌手βが出演したことや歌った曲目は記載されていたものの、「いやらしい踊り」についての記載はなく、末尾に「この番組については上記以外の資料はなく、これ以上の事についてはお答えいたしかねます。」と記載されていた。

を見ていたこと…等の事実に関するCの供述・証言は…W6…の検察官に対する供述…捜査報告書<sup>36</sup>によって認められる次の事実、すなわち、同日…午後10時過ぎころ、Aから電話が入ったので、W6運転の車にCが乗車してW6方を出発…する時点で、テレビでは『夜のヒットスタジオ』の番組が放送され、その中で女性歌手αと男性歌手βがいやらしいしぐさをしていた場面があったこと…等の事実によって完全に裏付けられている。そして、W6…供述については、後述するとおり、信憑性に問題はなく、かつ、現実には、昭和61年3月19日午後9時から放送されたテレビ番組『夜のヒットスタジオ』の放送内容には、C及びW6の供述に見合うものが含まれているのであるから、Cの右供述・証言は、信用するに足りるというべきである。」旨主張していた。

## **2 確定審第一審判決（福井地裁平成2年9月26日判決）の概要**

福井地裁は、平成2年9月26日、本件殺人事件について次の理由によりX氏を無罪とし、毒物及び劇物取締法違反についてX氏を有罪として罰金3万円に処する旨の判決を宣告した。

すなわち、確定審第一審判決は、本件殺人事件について、目撃者等犯行の具体的・詳細な態様を明確にする証拠がなく、また、犯行とX氏とを結び付ける的確な物的証拠もないため、結局、事件発生直後から翌20日早朝にかけてのX氏の言動等についての関係者の供述の信用性が最も重要な問題点であるとの前提に立ち、関係者の経歴や供述の出現経緯等<sup>37</sup>に照らし、各供述の信用性は特に慎重な吟味が必要といわなければならないとした上で、主に、

- ・ A供述については、その中に真実の部分が混在している疑いを否定できないとしても、確たる客観的裏付けが存在せず、また幾多の重大な疑問点<sup>38</sup>によれば、同人は、殊更虚偽の供述又は無責任な供述をし、あるいは体験していない事実を真実のように供述する性癖を有しているとも考えられ、その信

---

<sup>36</sup> 昭和62年捜査報告書を指す。

<sup>37</sup> ①AないしFらの事件関係者は、いずれも覚醒剤やシンナー事犯等の犯罪歴ないし非行歴を有する者であって、本件殺人事件の取調べ当時別件の被疑者として捜査中であったり、本件殺人事件発生前後にX氏の行動に関わりを持ったとする時点でもシンナーの吸引や覚醒剤の使用をしていた者が含まれており、もともと捜査官側の意向に迎合しやすい素地ないし少なくとも捜査官側の意向に殊更反し難い素地を有していること、②各人の供述はいずれも重要な点で変遷を来しており、変遷の経緯やその合理的理由の有無が重要であること、③各供述の開始時期については、最初のAですら本件殺人事件発生の約7か月後であり、それ以外の供述は事件発生後約9か月以上を経過してから初めてなされたものであること、④各供述に係る関係場所や車両からは、各供述を客観的に裏付けるべき、被害者のものと見られる血痕やX氏の当時の着衣等が一切発見されていないことが指摘されている。

<sup>38</sup> 例えば、着衣に血を付けたX氏を最初に目撃した時刻及び場所、X氏と甲市営団地まで同行し、X氏をゲーム喫茶まで連れて来るなどした人物、血の付いた衣類等の処分の状況などのおよそ記憶違いをすることは考えられない重要な事項につき、合理的な理由なく異常と言っても過言ではない程に変遷を重ねていること等が挙げられている。

用性を肯定することは到底できない。

- ・ B供述については、A供述を前提とした取調べに迎合してなされた疑いを否定できず、供述の核心部分について確実な裏付けが存しない上、その供述に沿うA及びCの各供述も信用し難いことから、全幅の信頼を置くことは相当でなく、X氏と本件殺人事件の犯人との同一性を認めるに足りるほどの信用性を有するものではない。
- ・ C供述については、前記のとおり大きく動揺、変遷しており、その事実自体からC第一次供述の信用性は相当減殺されている上、その供述内容にも不自然・不合理な点がみられるなど、その信用性に問題がある。

などとし、その余の関係者の供述も排斥した。

また、確定審第一審判決は、X氏の頭毛と「同一の頭毛であると考えられる」とされた被害者方に遺留された頭毛に関する捜査段階での鑑定結果について、「現在の毛髪鑑定の手法等に徴すると、毛髪鑑定については、指紋のように絶対的に個人を識別することはできないものの、各種の手法を総合利用することにより、条件次第では、対照資料の由来の同一をかなりの確度で示すことはできるものと思料するが、絶対確実というものではないから、鑑定結果のみを唯一の決め手として判断を下すことは危険であって許されないものというべきであり、あくまでも個人識別にあたって有力な補助的役割を果たすと解すべきものである。」などとした上で、鑑定資料中の二本の頭毛が現場に遺留された時期は確定できず、また、仮に右二本の頭毛がX氏のものであるとしても、X氏と接触のある人物に付着するなどして犯行時までの間に現場に遺留される可能性も否定できず、右二本の頭毛の存在をもって本件殺人事件の犯人とX氏との同一性や関連性を直ちに認めることはできないなどと判示した。

その上で、確定審第一審判決は、本件殺人事件においては、犯行の直接の目撃者はなく、犯行現場に遺留されていたという前記毛髪二本の本件殺人事件における証拠価値は前記のとおりで、これによってX氏が本件殺人事件の犯行現場にいた事実が証明されたとすることは到底できず、そのほか本件殺人事件が発生した頃、あるいはその数時間後に甲市営団地内の現場付近やその他の場所でX氏がその着衣等に血を付着させているのを目撃したとか、X氏から本件犯行を犯した旨の告白を受けたとかの各関係者の供述があるが、これらもいずれも信用し難いもので、X氏と本件犯行とを結び付けるに足るものとはいえず、他にX氏が本件殺人事件の犯人であることを認めるに足りる証拠もないから、結局、本件殺人の公訴事実については犯罪の証明がないことに帰するとして、X氏に対して殺人につき無罪の言渡しをした。

### **3 確定審控訴審（名古屋高裁金沢支部）の公判経過等**

検察官は、前記第3の2記載の確定審第一審判決に対して控訴を申し立て、

平成3年5月30日、確定審控訴審裁判所である名古屋高裁金沢支部に対し、前記第3の1(5)記載の論告と同内容の当時の福井地検次席検事名の控訴趣意書を提出した。

その後、名古屋高裁金沢支部では、平成5年3月18日から平成7年2月9日まで、合計11回（判決宣告期日を含む。）にわたって公判期日が開かれ、A、B及びCの証人尋問などの事実の取調べが行われたところ、主要関係者に係る主な公判経過は以下のとおりであった。

- (1) 平成5年3月18日の第1回公判期日において、検察官P8らは、検察官の控訴趣意書を陳述した上で、AないしEらの証人尋問を請求し<sup>39</sup>、弁護人はこれらについていずれも必要性なしとの意見を述べたが、その後、名古屋高裁金沢支部は、A、B及びCの証人尋問については、いずれもこれを採用した（D及びEの証人尋問請求については、これを却下した。）。
- (2) 同年6月24日の第2回公判期日及び同年9月9日の第3回公判期日において、Aの証人尋問が行われた。Aの最終的な供述である確定審控訴審供述は、概要以下のとおりである<sup>40</sup>。

○ Aの確定審控訴審供述（要旨）

3月19日夜、X氏が自宅アパートに来て、シンナーが欲しいというので、トルエンの一斗缶を持っていくように言った。X氏から女の子を誘えるから一緒に行こうという誘いを受けたが、覚醒剤取引があったため、その誘いは断った。自宅アパート前には、先輩であるBが乗車するスカイラインが停まっており、BとX氏が一斗缶を同車に積んで、その場から去っていった。

その後、覚醒剤取引が遅れるとの連絡があったので、付き合いのあったW6に電話をかけ、W6方にいたCと共に自宅アパートに呼び出して合流し、C及びW6と一緒に、車でゲーム喫茶に行ったが、W6は用事があると言って帰った。

ゲーム喫茶で、ポケットベルを通じて呼ばれたことから、所属する暴力団事務所に電話をかけると、電話に出たDから、X氏かBのどちらかが自分を探していると言われたので、居場所を教えた。その後、X氏からゲー

---

<sup>39</sup> なお、確定審控訴審において、Fの証人尋問請求はなされていない。

<sup>40</sup> Aの供述に関して、弁護人は、第6回公判期日と同日の平成6年3月31日、名古屋高裁金沢支部に対し、①「血付きトレーナー」隠匿の経過に関するAの司法警察員面前調書及び検察官面前調書一切、②Aが「血付きトレーナー」と「拳銃」を埋めた地点付近に係る検証調書、実況見分調書、写真撮影報告書など一切、③「血付きトレーナー」「拳銃」の隠匿に関わるその他の証拠書類、証拠物一切などについて、検察官が弁護人に開示しなければならない旨の決定を求める申立てを行った。平成6年5月19日の第8回公判期日において、検察官は、①に係るAの司法警察員面前調書及び検察官面前調書を開示し、②は存在しない旨回答したところ、弁護人は、②及び③の証拠開示申立てを撤回した。

ム喫茶に電話があり、「人を殺してしまった」「どうしていいか分からん」などと言われた。Cを迎えに行かせると、X氏とBがスカイラインでゲーム喫茶まで来た。スカイラインの中にいたX氏の右太もも、口の周りや洋服に血がいっぱい付いていたが、茶色っぽくなって、乾いているような状態で、X氏は、「女の子を殺してもうた」などと言っていた。

X氏に何らか処置をしなければと思い、E方に連れて行くことにし、知人の車とスカイラインの2台でE方に向かった。E方に到着した後、Eに「しばらく置いていてやってくれ」「シャワーを浴びせてやってくれ」などとお願ひし、自分は、覚醒剤取引があったので、Bと共にゲーム喫茶に戻った。その後、覚醒剤を手に入れ、タクシーで暴力団事務所に立ち寄ってDを誘い、E方に向かった。

E方には、X氏とEがおり、シンナーを吸っていたX氏を制止し、隣の部屋で、D及びEと共に覚醒剤を使用した。EからX氏を連れて帰ってほしいと言われたので、30分くらいしたら自宅アパートに来るように伝えて、Dと二人でE方を出て帰宅した。その後、X氏が血の付いた服を着たまま自宅アパートにやって来たので、服を脱がせて風呂に入れ、着替えの服を貸して寝かせた。X氏は、汗だくだくになって、うなされている様子だった。

その後、X氏に頼まれてスカイラインでX氏方に向かう途中、ダッシュボードに血が付いているのに気付き、ティッシュペーパーに唾を付けて拭き取った。車中、X氏は、「一人殺してしもうた。腹が立ってかっとなり、訳がわからんようになった。」などと話していた。途中で、血の付いたX氏の服を川に捨てたが、そのうちの洋服については、X氏が取っておいてほしいというので、捨てなかった。

その後、殺人事件があったかどうか知りたいという興味もあり、甲市営団地付近に行くと、覆面パトカーがいたことから、これはまずいと思って通り過ぎた。そこで初めて、事件が本当のことだと実感した。

X氏と一緒にいるのはまずいと思い、近くに住んでいたW8方へ行ったが、不在だったので、自宅アパートに戻った。Fを勤務先に送り届け、暴力団事務所でDと合流して、W2の下にスカイラインを返しに行った。その後、W8方に行ってX氏を匿うよう頼んだが拒否され、知人方でX氏を降ろして、X氏と別れた。

- (3) 平成5年11月25日の第4回公判期日及び平成6年2月10日の第5回公判期日において、Bの証人尋問が行われた。Bの最終供述となる確定審控訴審供述は、概要以下のとおりである。

○ Bの確定審控訴審供述（要旨）

3月19日夜、W2からスカイラインを借り受けた後、A方でシンナー

を吸えたらいいなと考え、ゴムのりを購入した後、A方アパートに向かった。

A方アパート前にX氏がいたので、声をかけると、「シンナーが吸える女の部屋があるから乗せてくれ。」などと言われ、トルエンの一斗缶をスカイラインに積み、X氏を乗せて出発した。X氏の誘導で、甲市営団地の道路にスカイラインを停めた。X氏は、「見てくるわ」などと言って車から降りたので、車内でシンナーを吸って待っていた。

20分ないし30分後、X氏が運転席側に来て、息遣いが荒い様子で「あかんかったわ」などと言って助手席に乗り込んだ。車内でX氏が持ったビニール袋にシンナーを注いでやったところ、X氏の右手の甲にまだ濡れている感じの血が付いていたので、「どうしたんや。」などと尋ねるとX氏は「やってもうた」と答えたことから、けんかでもしたのかと思った。

X氏から、義理の兄の家の方へ行ってもほしいと頼まれたので、X氏の案内で、X氏の義兄方前まで行った。X氏の義兄のことは知っていたが、その当時どこに住んでいるかは知らず、同人方に行ったのは、事件当夜の一度だけだった。同人は不在であった様子で、X氏からA方に行くように言われ、A方アパートへ向かった。

X氏は、走行中の車内で、「あいつが悪いんや、馬鹿野郎」などと独り言を言っていた。A方アパート前で停車すると、Aは不在であったため、X氏は、公衆電話でAに電話をかけていた。この間、スカイラインの車内でX氏と一緒にシンナーを吸いながらX氏の様子を見た際、上着の胸元にも血痕が付着していることに気付いた。X氏から「逆らうと、腹立たんか。逆らうで、悪いんや。ほんで、やってもうたんや。女の子をやってもうたんや。」などと打ち明けられ、けんかをした話を大きくしているか、シンナーの影響で幻覚でも見たのかと思うとともに、あまり関わり合いになりたくないと思った。

X氏は、Aと連絡が取れたようで、高校の方向に向かい、神社の辺りで待っていた初対面のCを車に乗せ、その案内でゲーム喫茶に行き、Aと会った。

その後、スカイラインの後部座席に座り、Cが運転席に座ったことは覚えている。スカイラインの前に車がもう一台あり、その2台で発車して以降のことは覚えていない。

- (4) 平成6年3月31日の第6回公判期日及び同年4月28日の第7回公判期日において、Cの証人尋問が行われ、Cは、再度供述を翻し、C第一次供述と同内容の証言をした。確定審控訴審供述に至る経緯や供述変遷の理由については、概要以下のとおりである。

○ Cの確定審控訴審供述（供述経過及び変遷理由の要旨）

本件殺人事件に関して最初に県警の警察官の取調べを受けた際、3月19日夜の行動について、その頃にうどん屋でのけんかを目撃したことや、3月19日夜は検問に遭ったことが記憶にあったので、これらが同じ夜の出来事であるとの記憶まではなかったが、当時そのようなことがあった旨述べた。

しばらく経過して、別の警察官から本格的な取調べを受けるようになったときも、当初の供述と同じ趣旨の供述をしたが、元々うどん屋でのけんかが3月19日夜の出来事であったとの記憶があったわけではなく、別の警察官からもそれは違うだろうと言われ、自分の記憶としてもE方でX氏の着衣の胸に血が付いているのを目撃し、引き続き検問に遭ったというのが正しいと思ったので、その旨の供述をした。

しかし、その後の捜査段階の取調べや確定審第一審における当初の証言では、うどん屋でのけんかのことが全く問題とならなかったため、1回目の証言後も引っ掛かりを感じるとともに、この出来事が一体いつのことだったかを知りたいという気持ちを持っていた。そうしたところ、弁護人と複数回会うことになり、本件殺人事件があった頃、うどん屋でのけんかがあったことを話した。そうしたところ、弁護人から、けんか当事者のW7がうどん屋でのけんかが3月19日夜の出来事だと言っている旨告げられ、けんかをした本人がそのように言っているのであれば、同日夜の出来事に違いないと思い、検問に遭った日にちははっきりしていたので、これらが同じ夜の出来事であったことに間違いないと思うようになった。それでC第二次供述をした。

この当時は周囲から色々な話が入ってくるため頭の中が混乱していたが、その後冷静に思い起こしてみると、W6から譲り受けた覚醒剤はすぐに持ち帰ってW5と一緒に使っており、覚醒剤を使ったり、車内に隠し持ったまま福井市内を車で走り回っていて検問に遭ったという記憶はなく、むしろ、初めてE方に行き、同所でX氏の着衣の血を目撃した際の一連の行動について順をたどると、X氏の血を見た後、W5に迎えに来てもらい、その後検問に遭ったという記憶が正しいと思うようになった。「夜のヒットスタジオ」で女性歌手αと男性歌手βの二人のセクシュアルな場面を見た日はAと会ってX氏らを迎えに行き、X氏の服に血が付いているのを見て検問に遭った日だという記憶であり、テレビ番組の印象は間違いなく残っている。

今日は記憶どおりのことを述べたもので、証言内容について警察官や検事からの働きかけはない。

- (5) 以上のような経過を経て、検察官P8は、平成6年9月29日の第10回公判期日において、弁論を行い、原判決を破棄した上、X氏を厳正な刑に処

せられたい旨の意見を述べた<sup>41</sup>。

#### **4 確定審控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成7年2月9日判決）の概要**

名古屋高裁金沢支部は、平成7年2月9日、確定審第一審判決の無罪部分を破棄して本件殺人についてX氏を有罪としつつ、犯行当時シンナー乱用による幻覚、妄想により心神耗弱の状態にあったとして、懲役7年に処する旨の判決を宣告した。

すなわち、確定審控訴審判決は、AないしEらの供述内容及び変遷状況を慎重に吟味した結果、確かに各供述には確定審第一審判決が指摘するように変遷や関係者間の供述の食い違いないし矛盾点が存在するものの、それらは些細な点において認められるにすぎず、事案の核心に関する供述内容の大要は一致していて、全体としては信用性を認めることができるとした上で、これら信用性を肯定できる関係者の供述によって認められる次の事実、すなわち、

- ・ 昭和61年3月19日の事件当夜、本件犯行時刻と推定される時刻に近接した時間帯に、X氏が本件殺人事件の現場である甲市営団地付近で降車し、約20分ないし30分経過後着衣等に血を付着させて戻って来たこと
- ・ その後X氏は、自動車と同団地を出て以降、親戚知人を頼って福井市内を移動し、車内等で犯行を告白するなどしたため、翌20日午後にかけて関係者により、同市内のアパート等で匿われていたこと
- ・ その間多くの関係者が、X氏が着衣等に血を付着させていたのを目撃したこと
- ・ X氏はその後も自己が犯人でなければ説明がつかないような言動に出ていたこと<sup>42</sup>
- ・ X氏と被害者は、本件犯行以前に少なくとも面識があったと考えられること
- ・ X氏が本件犯行から推認される犯人像から外れるものではないこと
- ・ X氏にアリバイがないこと

等を総合勘案した結果、X氏が被害者を殺害したことに合理的な疑いはないと

---

<sup>41</sup> なお、同弁論においては、C第一次供述及び確定審控訴審証言について、昭和62年捜査報告書について言及することなく、X氏の着衣に血が付いている状況を目撃した事実について捜査・公判を通じ終始一貫して述べていること、A及びBの供述・証言と符合していることなどから、信用性が認められる旨主張した。

<sup>42</sup> X氏の中学の後輩であるW9の確定審第一審における証言に基づき、X氏が本件殺人事件発生後の昭和61年7月から同年10月頃にかけて、電話で「本件で犯人が挙がると何年位刑をつとめなければならないのか。」「逃げたい、俺は逃げるわ。」「精神異常者の犯行なら罪にならないんじゃないか。」「ああいう事件は本当はなかったんじゃないのか。空想の事件じゃないのか。」などと述べた旨が認定されており、確定審第一審判決では、多義的な解釈が可能などとして情況証拠性が排斥されたが、確定審控訴審では、X氏が本件犯行を犯したことを推認させる重要な根拠となり得ると判示された。

判断した。また、裁判所は、かかる判断に当たり、「（事件当夜の）午後9時から放送されたテレビ番組『夜のヒットスタジオ』の放送内容には、女性歌手 $\alpha$ と男性歌手 $\beta$ がいやらしい仕種をしていたものが含まれていた。」旨判示するなどした上で、C第一次供述は信用できるとの判断を示した。

なお、確定審控訴審判決は、犯行現場に遺留されていた毛髪の鑑定結果について、「毛髪による個人識別は、指紋の場合とは異なり、現在においても、その検査方法、信頼性に関して確立した見解が存在しないから、その結果を犯人の同一性の立証に用いる際には、当該鑑定がいかなる手法に依拠してなされたものであるかを慎重に吟味することが必要である。」とした上で、同毛髪と被告人の頭毛とは、同一人の頭毛であると考えられるとする鑑定結果と、両者は由来が異なるとする鑑定結果の二つの鑑定結果について、「現段階では、両鑑定の手法、結論のうちいずれが法医学の分野において理論上正鵠を得たものであるかを確定することはできないから、当裁判所としても両鑑定のいずれが信用できると即断することはできない。」と判示した。その上で、これら二つの毛髪鑑定の結果は、X氏が有罪であるとの判断を覆すものではないとしている。

## **5 確定審上告審決定（最高裁平成9年11月12日決定）の概要等**

最高裁は、平成9年11月12日、「上告趣意のうち、刑訴法351条の規定の憲法39条違反をいう点は、検察官の上訴が同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問うものでないことは、当審の累次の判例により極めて明らかであるから…所論は前提を欠き、その余は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。」旨判示し、X氏による上告を棄却した。その結果、前記第3の4の確定審控訴審判決が確定した。

その後、X氏は、同年12月15日から服役し、平成15年3月5日に刑の執行を受け終えた。

## **第4 第一次再審請求審の経過等**

### **1 再審請求及び再審請求理由**

X氏及びX氏の実父（X氏の保佐人）は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとして、刑事訴訟法435条6号に基づき、それぞれ、平成16年7月15日及び平成18年5月16日、名古屋高裁金沢支部に対して再審請求をした。

弁護人は、これらの再審請求に当たり、

- 客観的犯行状況から推認される犯人像と、確定判決における犯人像及び請求人の特徴とが、大きく矛盾することを示す法医学者の意見書等

- 事件当夜から翌朝にかけて請求人と行動を共にし、着衣等に血を付着させた請求人を見たとのA、C及びEらの供述と客観的証拠との矛盾を明らかにする弁護人作成の血痕の視認及び付着状況に関する検証調書等
- A、C及びEの供述の信用性を全般的に減殺する供述心理学鑑定書等を新証拠とし、新証拠と旧証拠を総合評価すれば、確定判決の事実認定に合理的な疑問が生じることは明らかである旨主張した。

## **2 第一次再審請求審・第一審の主な経過等**

- (1) 弁護人は、平成16年11月15日及び平成17年2月1日、検察官に対し、犯行現場の証拠物、解剖写真及び検証等現場写真並びにそれらのネガフィルムと共に、B、D、F、W1及びW2ら関係者の未開示の供述調書等の開示を請求した<sup>43</sup>。

また、弁護人は、平成18年5月30日付け証拠開示命令請求書により、裁判所に対し、BないしF、W1ないしW4、W8、W9ら関係者の未開示の供述調書等<sup>44</sup>について、弁護人に開示するよう検察官に命ずる証拠開示命令の職権発動の申立てを行った。

これらに対し、検察官は、平成19年6月29日、弁護人に対し、前記証拠開示請求に応ずる意思はない旨回答するとともに、裁判所に対してなされた証拠開示命令の職権発動の申立てについても、理由がなく、職権を発動すべきではない旨の意見書を提出した。

- (2) さらに、弁護人は、同年7月18日、裁判所、弁護人及び検察官の三者打合せの際、検察官に対し、重ねてBないしF、W1ないしW4、W8、W9ら関係者の未開示の供述調書等の開示を求めた。
- (3) 以上の経緯を踏まえ、裁判所は、同年9月7日、検察官に対し、それまでに弁護人が開示を求めた証拠のうち「客観的証拠」<sup>45</sup>の存否について、同年10月5日までに明らかにするよう勧告した。これを受け、検察官は、同月4

---

<sup>43</sup> 平成17年2月1日付けで弁護人が検察官に対して開示を求めた証拠の中には、「W2のスカイラインから発見されたO型血痕の捜査に関する実況見分、検証、血液検査、検討経過、供述調書、その他本件捜査に関して作成された調書、鑑定書、捜査報告書一切」が含まれていた。

<sup>44</sup> 弁護人は「供述調書等」を「各供述者の供述調書の外、各供述者の供述内容、取調べ、裏付捜査又は問合せ結果に関する捜査報告書、関係者の供述調書その他の証拠書類」と定義した上で、「Cの未開示の供述調書等」の開示も求めている。

<sup>45</sup> 裁判所が存否を明らかにするよう検察官に求めた「客観的証拠」は、具体的には、①被害者の死体に関する解剖立会報告書、②解剖時等に撮影された被害者の死体についての写真及びネガフィルム、③被害時の被害者の着衣、④被害者の死体にかけていた羽根布団及びこたつカバー、⑤電気カーペット、⑥カーペット用上敷カバー、⑦スチールキャビネット、⑧⑦のキャビネット側面に貼付されていた3枚のメニュー紙片等、⑨ステレオセット、⑩電気ドライヤーとコード、⑪鈴及びメモ紙、⑫被害現場における指紋及び足跡に関する鑑識記録等、⑬被害現場の検証・実況見分時に撮影された被害現場の写真・ネガフィルム、⑭スカイラインの血痕及び指紋等に関する捜査報告書、実況見分調書、鑑定書等を指す。

日、勧告に係る証拠の存否を明らかにしたところ、裁判所は、平成20年2月18日、検察官が存在する旨回答した証拠について、弁護人に開示するよう勧告した。そこで、検察官は、同年6月3日、開示勧告に沿って証拠を弁護人に開示した上、同年7月7日、弁護人に開示した証拠につき「弁護人に開示済みの捜査書類（又は証拠物）の存在」との立証趣旨でその取調べを申し立てた。

- (4) また、弁護人は、平成21年6月22日付け名古屋高裁金沢支部宛ての上申書をもって、かねて平成18年5月30日付けで証拠開示命令の職権発動を求めていたBないしE、W1、W9等の未開示の供述調書等について、同命令を発するよう重ねて職権発動を求めるとともに、平成21年9月9日、証拠開示命令請求書により、BないしE、W1、W4ら関係者の未開示の供述調書等<sup>46</sup>の開示命令を求めた。裁判所は、同年10月13日、検察官に対し、このうちBないしE、W1ら一部の関係者の「検察官及び警察官に対する各供述調書」の存否を回答するよう勧告し<sup>47</sup>、検察官が存在する旨回答した証拠<sup>48</sup>について、同年11月12日、弁護人に開示することを勧告した。これを受け、検察官は、同月19日、開示勧告のあった証拠を「捜査段階の供述経過」との立証趣旨で取り調べるよう申し立てるとともに裁判所に提出した。さらに、裁判所は、平成22年3月17日、検察官に対し、先の回答で「存しない」旨回答したB及びCらの「検察官及び警察官に対する各供述調書」について、未開示のものがあるかどうかを再確認の上、同月31日までに回答するよう勧告したが、検察官は、同月23日、改めてB及びCらの未開示の供述調書は存在しない旨回答した<sup>49</sup>。

- (5) 検察官は、スカイライン車内に被害者の血痕の付着はなかったとする弁護人の主張を踏まえ、平成22年9月17日及び同月24日、裁判所に対し、スカイライン等に関する書証合計21点の取調べを申し立て裁判所に提出するとともに、弁護人に開示した。これに対し、弁護人は、同月28日付け及び同年10月4日付け証拠開示命令請求書により、裁判所に対し、スカイラインに関する客観的証拠及びその所有者であるW2の未開示の供述調書の開示命令を求めたところ、裁判官は、検察官に対し、「今の段階では、開示

---

<sup>46</sup> 弁護人がCに関して開示を求めたのは、弁護人による平成21年9月9日付け証拠開示命令請求書によると、具体的には「Cの未開示の供述調書、供述内容に関する捜査報告書」であった。

<sup>47</sup> 裁判所が検察官に対して有無を明らかにするよう勧告したのは、BないしE、W1らの「各供述調書」であって、捜査報告書等については、勧告の対象となっていなかった。

<sup>48</sup> 検察官は、平成21年10月28日、D及びEの検察官及び警察官に対する各供述調書については「存する」と回答した一方で、B及びCの検察官及び警察官に対する各供述調書については「存しない」と回答した。

<sup>49</sup> もっとも、脚注57のとおり、第二次再審請求審においてCの未開示の供述調書3通が開示されている。

請求につき、する、しないで時間を浪費する時間的余裕がないので、これまでのようにできる限り柔軟に対応してもらいたい」旨を要望した。検察官は、このような裁判所の意向も踏まえ、同年10月8日及び同年11月16日、W2の司法警察員面前調書8通及び検察官面前調書1通を含むスカイラインに関する証拠合計25点の取調べを申し立てて裁判所に提出するとともに、弁護人に開示した<sup>50</sup>。

- (6) その後、検察官は、平成23年2月28日、裁判所に対し、「弁護人提出の新証拠は、確定判決の認定を何ら動揺させるものではなく、請求人と本件殺人事件の犯人とを結び付ける決定的価値を有するとした旧証拠のA、B、Cら関係者の供述の証明力は何ら減殺されないことが明らかである」などとして、X氏らによる再審請求は棄却されるべきであるとの意見書を提出した<sup>51</sup>。

弁護人も、同年3月7日、裁判所に対し、弁護人が新証拠として主張した各証拠は、いずれもその明白性が肯定され、刑事訴訟法435条6号の場合に当たるから、本件殺人事件につき、再審が開始されなければならない旨の最終意見書を提出した。

### **3 再審開始決定（名古屋高裁金沢支部平成23年11月30日決定）の概要**

名古屋高裁金沢支部は、平成23年11月30日、弁護人が提出した証拠のうち、

- 被害者の遺体に認められた創傷の一部が、被害者方に遺留されていた2本の包丁と幅の点で整合せず、未発見の第3の刃器が使用されたとする法医学者の意見書等（新証拠第1類型）
- 本件犯行後にX氏が乗って移動したとされるスカイラインの助手席ダッシュボードにそもそも血液が付着していなかった可能性を示す法医学者による実験結果等（新証拠第2類型）
- 本件殺人事件の現場状況からうかがえる犯人像がX氏と外れるとする鑑定書等（新証拠第3類型）

について、証拠の新規性を認めた上<sup>52</sup>、

- ① 被害者の遺体に認められた複数の刺創のうち、2か所について、創の長さ

---

<sup>50</sup> 第一次再審請求審第一審においては、本文記載のもののほか、裁判所から検察官に対する証拠の開示勧告や個別の証拠の開示に関する要望がなされることはなかったが、これら以外にも、検察官は、弁護人から開示の申出のあった証拠について、開示の必要性・相当性が認められると判断した証拠につき、弁護人に開示ないし裁判所に提出した。

<sup>51</sup> 検察官の意見書において、事件当夜にCが見たとする「夜のヒットスタジオ」に関する記載はなく、また、昭和62年捜査報告書に言及することもなかった。

<sup>52</sup> なお、本決定において、裁判所は、前記新証拠第1類型ないし第3類型以外の証拠の新規性・明白性は認めなかった。

が現場に遺留された凶器とされる包丁の刃幅よりも短いことに関して、弁護人提出の新証拠第1類型によれば、法医学的には刃器による創口の長さは使用された刃器の刃幅以上の長さとなるのが原則であるが、検察官の主張立証によっても、前記2か所の創口の長さが特殊な事情によって例外的に遺体の鑑定時に前記包丁の刃幅よりも短く計測されたものとはたやすく認められず、前記包丁により前記2か所の創が形成可能であるとの確定審の判断に疑いが生じていること

② スカイラインのダッシュボードからルミノール反応が得られなかったことに関して、弁護人提出の新証拠第2類型によれば、ルミノール反応は極めて敏感であって、原則的には拭き取りあるいは洗剤を使って洗い流した後でも反応する性質を有するところ、Aにおいて容易に気付く程度の量の血液が付着していながら、ルミノール反応が得られないことを相当とする例外的な場合に該当することについての検察官の主張立証は容易には信用できず、ダッシュボードに血液が付着していた旨のA供述及びこれを裏付ける主要関係者らによるX氏の着衣等に血液が付着しているのを目撃した旨の供述の信用性を認めた確定審控訴審の判断に疑いが生じていること

③ 新証拠第3類型によれば、犯人が、被害者方に指紋及び足跡を全く残していないこと、第3の刃器を持参して被害者方を訪れ、これも使用して犯行に及んだ後、これを持ち出している可能性が高いこと、犯行実行中に血液が飛散するのを避けるため、被害者にこたつカバー等を被せていることなどがうかがわれ、合理的で高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明がつかない点が多々認められ、確定判決がX氏の間像と大きく外れないとして認定した精神異常者や薬物乱用者という犯人像に疑いが生じていること

などから、これらは、確定判決においてX氏が有罪とされた根拠であるA及びBの各供述と、これを裏付けるCないしFの各供述の信用性に疑問を抱かせるのに十分な事実ということができ、X氏が本件殺人事件の犯人であると認めるには合理的な疑いが生じているなどとして、再審開始を決定した。

#### **4 第一次再審請求審・異議審の経過等**

(1) 検察官は、平成23年12月5日、名古屋高裁金沢支部に対し、前記第4の3記載の再審開始決定に対して異議を申し立てた<sup>53</sup>。検察官は、裁判所に対し、創の長さ等の計測に伴う誤差等の生じる原因等について法医学者から聴取した結果をまとめた供述調書等の取調べを申し立てて裁判所に提出する

---

<sup>53</sup> 検察官による平成23年12月5日付け異議申立書及び平成24年3月29日付け異議申立理由補充書において、事件当夜にCが見たとする「夜のヒットスタジオ」に関する記載はなく、また、昭和62年捜査報告書への言及もなかった。

などした上で、

- ① 司法解剖によって得られた創口の長さや創の深さの計測値をもって発見された刃物の成傷凶器としての整合性を判断するに当たっては、司法解剖における創の長さの計測に一般的に伴う計測上の人為的な誤差や成傷メカニズム等に起因する創口の長さと成傷器の刃幅あるいは創の深さと刺入部分の長さとの不一致等をも考慮する必要がある、これらを考慮すれば、2か所の傷口が現場に遺留され血痕の付着した被害者方に遺留された包丁2本のいずれかにより形成されたとしても矛盾がないこと
- ② 弁護人が提出した新証拠第2類型に含まれる専門家による鑑定書は、ダッシュボード上に付着させた血痕につき唾を付けたティッシュペーパーで拭き取った後、9か月間経過させるという条件下でルミノール反応が陽性を示しうることを明らかにしたものであり、実際のスカイラインには濡れたタオルによる拭き取りやワックス掛けといった清掃が行われていたことや太陽の照射といったルミノール反応に影響を与える条件を考慮せずに行われたものであり、A供述及びこれを裏付ける主要関係者供述の信用性を減殺するものではないこと
- ③ 指掌紋や足跡の付着及び採取は、印象者の分泌物の質・量、印象時の押圧力・物体に触れていた時間、印象物体の種類・性質、現場の温度・湿度・風雨の影響等の諸条件によって左右され、本件殺人事件の犯行現場から犯人を特定するに足りる指紋等が検出されなくても何ら不自然ではない上、X氏は心神喪失の状態にあったわけではなく、犯行当時、激情に駆られつつも、ある程度の判断能力を保っており、血痕の付着を防ぐ行動をとったとしても不自然ではなく、弁護人が新証拠第3類型に関して主張する事情が犯人の冷静な状況把握能力や犯行の計画性を示すというのは誤りであること

などを主張した。

- (2) 異議審において、弁護人は、平成24年3月16日、検察官に対し、「W3及びW4の各供述調書」の開示を求めたが、検察官は、同年4月25日付けの意見書において、裁判所に対し、
  - ・ 弁護人が開示の根拠とする刑事訴訟法316条の15の証拠開示に関する規定が再審請求審や再審開始決定に対する異議審には適用されないことは明らかであること
  - ・ 裁判所が主導する職権手続で行われる再審請求審や異議審の構造に照らすと、証拠開示に関する問題は、裁判所が主宰する手続の中で解決されるのが妥当であること
  - ・ 弁護人は、再審請求審第一審において、裁判所に対し、W3及びW4の供述調書の開示命令請求を行ったにもかかわらず、裁判所は、開示の必要

を認めず、開示勧告を行うこともなかったものであるところ、原審による再審開始決定の当否のみを判断すべき異議審においては、なおさら開示の必要性に乏しいことは明らかであること

を理由として、異議審において、W 3 及びW 4 の供述調書が開示されるべきとする十分な理由が弁護人から示されておらず、裁判所は、弁護人に対し、この点を十分に疎明させるべきとの意見を述べた。

裁判所は、その後、検察官に対して「W 3 及びW 4 の供述録取書等」に係る証拠開示勧告等を行うことはなく、検察官が異議審においてこれらの証拠を開示することはなかった。

## **5 異議審決定（名古屋高裁平成25年3月6日決定）の概要**

名古屋高裁は、平成25年3月6日、概要

- ① 一般的な計測上の誤差が生じ得ることに加え、問題とされた2か所の創傷のいずれの創についても、創口の長さが本件各包丁の刃幅よりも短く計測される要因が存在していたことが否定できず、創口の長さ与此に対応する位置における本件各包丁の刃幅との間に認められる差を考慮しても、本件各包丁によって形成することは十分に可能である
- ② スカイラインのダッシュボードのルミノール反応が得られなかったことを示す実験結果は、確定判決の前提とする血液の付着状況、血痕の拭き取り状況、証拠により認められるスカイラインの清掃・保管・使用状況と条件が著しく異なっており、本件犯行の約9か月後に実施されたスカイラインの検証の結果、ダッシュボードからルミノール反応が得られなかったことと、ダッシュボードにもともとAが供述する血痕が付着していたこととは、十分両立し得るもので、A供述の信用性の判断に何ら影響を及ぼすものではなく、BやCらの供述の信用性を減殺するものでもない
- ③ 犯行態様及び犯人像に関する証拠は、その前提とする事実や推論等がいずれも成り立たないものというほかないから、確定判決が犯行態様や犯人像を認定する根拠となった旧証拠の証明力を減殺するものではない

などと判断し、改めてAないしCの供述の信用性に検討を加えてそれらが信用できるとした上で、弁護人が刑事訴訟法435条6号に該当すると主張する証拠は、いずれも同号の証拠には当たらないとして、前記第4の3の再審開始決定を取り消し、X氏らによる再審請求を棄却した<sup>54</sup>。

## **6 特別抗告審（最高裁）**

X氏側は、前記第4の5の棄却決定に対して特別抗告を申し立てたが、最高

---

<sup>54</sup> 異議審決定において、事件当夜にCが見たとする「夜のヒットスタジオ」に関する言及はなく、また、昭和62年捜査報告書への言及もなかった。

裁は、平成26年12月10日、「本件各抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でないか、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法433条の抗告理由に当たらない。なお、記録によれば、申立人ら提出に係る新証拠の明白性を否定して本件各再審請求を棄却すべきものとした原判断は、正当として是認することができる。」旨判示し、同特別抗告を棄却した<sup>55</sup>。

## **第5 第二次再審請求審（名古屋高裁金沢支部）の経過等**

### **1 再審請求及び再審請求理由**

X氏及びX氏の実父（X氏の保佐人）は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとして、刑事訴訟法435条6号に基づき、令和4年10月14日、名古屋高裁金沢支部に、第二次再審請求をした。

弁護人は、第二次再審請求に当たり、

- 県警が行ったスカイラインに対するルミノール検査の結果、同車ダッシュボードからはルミノール反応が得られなかったところ、A供述によれば同車ダッシュボードに付着していたという血液について、A供述に基づいた清掃方法で血液を除去したとしてもルミノール検査の結果が陽性となることを示す鑑定書
- 確定判決が認定する「執拗かつ残虐な本件犯行」と、A及びBが供述する「X氏が被害者といさかいになって殺したという動機」との矛盾がシンナー中毒という説明では解消しないことを示す精神医学に関する専門家の意見書
- AないしEら関係者の供述に非体験性徴候というべき不合理な特徴があることや、C供述には実体験に基づかない情報が混入している可能性があることをそれぞれ示す供述心理鑑定書

等を新証拠とした上で、これら新証拠と旧証拠を総合評価すれば、確定判決の事実認定に合理的な疑問が生じることは明らかである旨主張した。

### **2 第二次再審請求審の経過等**

- (1) 弁護人は、裁判所に対し、同年11月18日にはAないしFの未開示の供述調書等<sup>56</sup>について、令和5年2月8日付け証拠の一覧表ないし送致目録開示命令申立書により、本件殺人事件に関して検察官が保管する「証拠の一覧

<sup>55</sup> なお、特別抗告審における弁護人からの証拠開示請求等はなく、検察官からの証拠の提出・開示もなかった。

<sup>56</sup> 弁護人は、「供述調書等」を「供述調書、上申書、捜査報告書、取調メモ、取調小票、録音媒体など、証拠方法の種類や表題を問わない」と定義しており、供述調書以外にも、捜査報告書等の開示も求めている。

表」又は「送致書類目録」について、それぞれ弁護人に開示するよう検察官に命ぜられたい旨の職権発動の申立てを行った。

名古屋高等検察庁（以下「名古屋高検」という。）金沢支部において第二次再審請求を担当していた検察官P18は、同月10日に実施された裁判官、検察官及び弁護人による第1回進行協議期日において、弁護人からの前記証拠開示命令の職権発動の申立てについて、

- ・ 証拠開示への対応として、検察が保管する証拠について精査中であり、警察が保管する証拠についても警察に照会を行う予定であるものの、現時点で、開示の可否等については答えられない
- ・ 証拠の一覧表又は送致書類目録については、開示の可否を含め回答を差し控える

旨述べた。

検察官P18は、同年5月9日、裁判所に対し、証拠の一覧表又は送致書類目録の交付等に応じる義務はなく、裁判所においても、これらの開示を命じるべき必要性がない旨などを記載した意見書を提出した上で、同月11日、捜査段階におけるX氏の精神鑑定に係る検察官P2作成の鑑定嘱託書1点を弁護人に開示する（1回目）とともに、同日実施された第2回進行協議期日において、

- ・ 検察が保管する証拠については、弁護人に未開示のものの有無を調査中であり、回答時期は未定である
- ・ 警察が保管する証拠については、警察において、弁護人に未開示のものの有無を調査中であり、警察からの回答に令和6年3月頃まで時間を要する

旨それぞれ回答した。

第2回進行協議期日において、裁判所は、検察官P18に対し、第二次再審請求審の円滑な進行のためとして、送致書類目録を弁護人に任意に開示するよう促した。

検察官P18は、こうした弁護人の申立てや裁判所の意向を受けて、準備ができたものから順次、弁護人に対して幅広く証拠の開示を行うこととした上、その方針を前提として、令和5年6月9日、検察官には証拠の一覧表又は送致書類目録の交付等に応じる義務はなく、裁判所がこれらを検察官に命令することは現行法上許容されず、検察官に対して証拠の一覧表又は送致書類目録の交付等を命じるべき必要性もない旨の意見書を提出した。

その後、検察官P18は、同年7月24日に合計70点（2回目）、同年8月22日に合計68点（3回目）、同年10月10日に合計53点（4回目）、同年12月21日に合計95点（5回目）と、4回に分けて合計286点の証拠を弁護人に開示した（1回目の同年5月11日開示分（1点）と

併せて合計 287 点の開示)。

弁護人に開示したこれら合計 287 点の証拠には、

- ・ A の司法警察員面前調書 (1 通) 及び検察官面前調書 (2 通)、A 供述の裏付けに関する捜査報告書
- ・ 確定審において「事件当夜、犯行現場である甲市営団地付近で丸いテールランプの白い車を見た」などと供述していた W3 の聴取結果等を記載した捜査報告書、W3 の司法警察員面前調書 (1 通)
- ・ B の取調べ及び引当り捜査状況に関して警察官が作成したメモを添付した捜査報告書
- ・ 本件捜査報告書のほか、C の司法警察員面前供述調書 (2 通) 及び検察官面前調書 (1 通)<sup>57</sup>、C 供述の裏付けに関する捜査報告書
- ・ W8 の聴取結果等に関する捜査報告書

が含まれており、本件捜査報告書については、令和 5 年 8 月 22 日に行われた 3 回目の証拠開示により弁護人に開示されることとなった。

裁判所は、検察官による証拠の開示の状況を踏まえて弁護人が求めた証拠の一覧表又は送致書類目録の開示命令発令の必要性を見極めることとし、検察官による前記証拠開示結果を踏まえ、令和 6 年 3 月 27 日、証拠の一覧表又は送致書類目録の開示についての検察官に対する勧告・開示命令は行わない旨の意向を示した。

- (2) 弁護人は、令和 5 年 12 月 26 日には本件捜査報告書も含めて合計 63 点の証拠の取調べを申し立て<sup>58</sup>、令和 6 年 1 月 19 日付け証拠調請求書により、「本件控訴審での証言後、C が、捜査段階の取調べ担当警察官から酒食の饗応を受けたこと及び C が婚姻した際に同警察官から 5000 円の祝儀を受け取ったこと」などを立証趣旨として C の証人尋問を申し立てるとともに、弁護人作成の C の供述調書等の取調べを申し立てた。裁判所は、同年 2 月 2 日、

---

<sup>57</sup> 開示された合計 3 通の供述調書のうち、2 通 (司法警察員面前調書 1 通及び検察官面前調書 1 通。いずれも確定審第一審において証言を変遷させた理由等に関する内容) については、弁護人からの開示請求の時点で、いずれも検察官が手元で保管していた証拠である一方で、残り 1 通 (司法警察員面前調書) については、警察署に保管されていた未送致証拠であった。これらは、第一次再審請求審において、検察官が裁判所からの二度の存否確認勧告に対し、いずれも存在しない旨回答した C の未開示の供述調書であるところ、第一次再審請求審の検察官の対応については、証拠開示に対応した検察官らのヒアリングによっても、記憶の減退等により明らかとならなかったものの、検察官の証拠の把握・確認が十分でなかったこと等から、第一次再審請求審において検察官が存在しない旨の誤った回答をしたものと考えられる。

<sup>58</sup> 弁護人は、本件捜査報告書の請求と同時に、福井弁護士会を通して弁護人が行ったテレビ会社への照会申出書及び照会回答書を証拠請求し、同回答書には、昭和 61 年 3 月 19 日のテレビ番組「夜のヒットスタジオ」に女性歌手 α と男性歌手 β が出演していた旨の記載があるにとどまり、いわゆる「いやらしい踊り」の放送場面についての記載はない。弁護人は、C が着衣に血の付いた X 氏を目撃した日付を特定する根拠がないことに加え、確定審及び第一次再審請求審においてその事実を秘匿していたことを立証趣旨として本件捜査報告書の取調べを申し立てた。

Cの証人尋問を同年3月27日に実施することを決定した。さらに、弁護人は、Cの証人尋問の実施に先立ち、同月22日付け証拠調請求書により、「Cが婚姻したことに対し、Cの取調べ担当警察官がCに祝儀を渡したこと」との立証趣旨で祝儀袋1通の取調べを申し立てた。

こうして、同月27日、Cの証人尋問が行われた。Cの第二次再審請求審における証言内容は、概要以下のとおりであった。

○ Cの第二次再審請求審証言（要旨）

事件当夜を含め、E方でX氏の衣服に血が付いているのを見たことはない。警察官にも最初は記憶のとおりに話をしたが、警察署でAと二人きりで会ったとき、Aから「X氏が事件起こした日は、おまえ神社、X氏迎えに行ってるんやでな。」などと言われ、それ以降、Aの言ったとおりに供述し、最初の検察側証人のときも、自分の記憶とは違うが、Aが言ったとおりに証言をした。

確定審第一審判決後、控訴審で証言するまでの間に、覚醒剤の件で警察に自首をしたが、その日はそのまま帰された。しばらくして連絡を受けて警察署に行くと、本件事件について私の取調べを担当した警察官がいた。その警察官から、「証言何でひっくり返したんや。」などと言われた。同警察官から、「今度また証言してくれや。調書どおり証言してくれや。」

「証言してくれたら覚醒剤見逃してやる。」などと言われ、覚醒剤を見逃してもらえるのであればもう1回調書どおり証言しようかなと思い承諾した。同警察官からは、その後の警察署での打合せで「もう弁護士とは二度と会わないよ。」などと言われ、控訴審の裁判所に向かう車中で「調書どおり言えば間違いないんで。」などと言われた。車中では自分が結婚して間もない時期だということも話したかもしれない。控訴審でも、自分の記憶とは違うが、捜査段階の調書のとおり証言した。証言後、同警察官と居酒屋やスナックで酒を飲み、おごってもらったり、警察官が家に結婚祝いの祝儀を持ってきたりした<sup>59</sup>。今回は弁護士から連絡をもらい、本当のことを言おうと思って証言した<sup>60</sup>。

- (3) 以上のような経過を経た上で、検察官は、令和6年4月18日、第二次再審請求審におけるC証言は信用できないなどと指摘した上で<sup>61</sup>、本件再審請

<sup>59</sup> 再審無罪判決がその存在を認定した結婚祝いの供与について、本調査の結果、当時、それを認識していた検察官がいたとは認められなかった。

<sup>60</sup> なお、この証人尋問において、テレビ番組「夜のヒットスタジオ」に関する質問はなされず、Cがそのことに関して証言することもなかった。

<sup>61</sup> 検察官は、①Cによる捜査段階の取調べ担当警察官との取引に関する証言は、確定審における証言から20年以上を経た後になってなされ、その取引なるものの相手方が既に死亡した者であるという内容であること、②仮に祝儀袋が真正なものであったとしても、捜査段階から控訴審における

求は速やかに棄却されるべきである旨の最終意見書を提出した。

### **3 再審開始決定（名古屋高裁金沢支部令和6年10月23日決定）の概要**

名古屋高裁金沢支部は、令和6年10月23日、本件の再審開始決定をし、検察官が異議申立てをしなかったことにより、再審の開始が確定したが、この再審開始決定の理由の要旨は、次のとおりである。

すなわち、裁判所は、

- 確定判決について、複数の主要関係者供述が概要において互いに一致し、供述を相互に裏付けていることを重視し、これを客観的証拠に代わる裏付けとして評価したものと解され、A、B及びCを中心とする主要関係者供述は、事件当夜の出来事について、共通する一つのストーリーを語ることにより、各供述の信用性を相互に支え合う補充関係にある一方、それが故に、主要関係者のいずれかの供述の信用性評価に変更があれば、必然的に他の主要関係者供述の信用性評価にも波及する関係にあることを本件殺人事件の証拠構造の特徴として指摘した上、
- 第二次再審請求審の段階で検察官が開示し、弁護人が新証拠として提出した「夜のヒットスタジオ」の放送日に関する本件捜査報告書等を基に、まず、C供述の信用性につき検討を加え、C第一次供述やこれに沿うW6の捜査段階の供述の一部につき客観的な裏付けが失われ、それらに客観的事実に反する供述が含まれていることとなるとともに、C第二次供述の信用性が相当程度回復され、それによりCが事件当夜にX氏と行動を共にしていなかった疑いが生じて、他の主要関係者供述の信用性や証明力を含め、確定判決の有罪認定が根本的に揺らぐことにならざるを得ないから、他の主要関係者供述についても再評価が必要となるとし<sup>62</sup>
- B及びAの供述についても順次検討を加え、それらを補強するものと位置付けられるW3及びW8の供述にもその供述経過等に照らして信用性に疑義が生じたとし
- 新旧証拠を総合して検討した結果、Aにおいて自己の利益を図るためにX氏が犯人であるとのうその供述を行い、捜査に行き詰まった捜査機関において他の主要関係者に対してA供述に基づく誘導等の不当な働きかけを行った

---

証人尋問まで長期間にわたって関わり合いのあったCに祝儀を渡したという程度の間柄にあったことを示すにすぎず、Cと同警察官が取引をしたことの証拠になるものではないこと、③祝儀袋には宛先が記載されていないことなどから本当に同警察官がCに渡したものかすら判然としないことなどから、祝儀袋に関するCの証言は信用できないと指摘している。

<sup>62</sup> なお、再審開始決定は、前記第二次再審請求審におけるCの証言内容に関し、Cが、自首した覚醒剤取締法違反事件を見逃してもらうことと引き換えに本件捜査段階と同内容の証言を確定審控訴審においてする旨の闇取引をしたとのCの証言につき、信用性が乏しいと判断した一方で、警察官がCの控訴審での証言に近接した時期に結婚祝いを贈った事実是否定できないなどと判断している。

結果、A供述に沿う主要関係者供述が形成されていったのではないかとの具体的・合理的な疑いが強まり、これを払拭できなかった

- そうすると、主要関係者供述が大筋で一致しているからと言って、同供述が実際に体験した事実を供述するものとは評価することができないから、主要関係者供述を間接証拠として、犯行可能性、血痕目撃や犯行告白といった間接事実は認定することができない

などとして、他の新証拠を検討するまでもなく、X氏が本件殺人事件の犯人であることについて合理的な疑いを超える程度の立証がされているとは認められず、X氏を犯人であると認めることはできないと判断して、再審開始決定をした<sup>63</sup>。

検察官は、同決定に対する異議申立てをすることなく、再審開始決定が確定した<sup>64</sup>。

## 第6 再審公判

- 1 令和7年3月6日、再審公判期日が開かれ、検察官は、本件捜査報告書に係る確定審での主張立証を撤回した上、再審公判において新たに取り調べられた証拠を踏まえても、なおAら主要関係者の供述は相互に支え合って高い信用性が認められ、これらにより認められる間接事実を総合すればX氏が本件殺人事件の犯人であることは明らかであるなどとして、確定審控訴審判決と同様の判決がされることを求める旨の弁論を行って有罪主張を維持した<sup>65</sup>。

---

<sup>63</sup> 開始決定においては、「『夜のヒットスタジオ』の放送日時、内容は、そもそも確定審において検討の俎上に載せられるべき重要な事実関係であったのであったのに、その機会を奪った確定審検察官の訴訟活動は、知らなかったと言い逃れができるような話ではなく、少なくとも確定審検察官において不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったことを推認されても仕方がないところがある。確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない。」と指摘されている。

<sup>64</sup> 当時の関与検察官らは、決定書の内容を子細に検討し、証拠関係を総合的に考慮した結果、異議の申立てはしないこととした。

<sup>65</sup> 検察官は、再審公判に臨むに当たり、改めて証拠を精査した結果、例えば、C第一次供述についても、本件捜査報告書によってC第一次供述の信用性の根拠の一つが失われることとなったものの、①C第一次供述は、E方を出た後警察の検問に遭った旨の供述が警察の捜査報告書によって支えられており、本件捜査報告書により、「夜のヒットスタジオの放送内容」という裏付けを欠くとしても、その信用性についての影響は限定的なものにすぎないこと、②3月19日にAからの電話を受けた際に「夜のヒットスタジオ」を見ており、その際に女性歌手αが歌っていて同番組には男性歌手βも出演していたとの記憶があり、翌週の同月26日にも再び「夜のヒットスタジオ」を見ており、その際に女性歌手αと男性歌手βとがいやらしい踊りをしていたとの印象が強かった場合、その強い印象のシーンを見た時がいつかについて記憶が混同していたとしても特段不自然ではないこと、③C第一次供述のエピソードが本件当日の夜のことであることを裏付ける事情としては、C及びW6が事件当夜、Aからの電話の前に見ていた番組について供述し、W6は、その内容について具体的に供述しているところ、W6供述と事件当夜の実際の放送内容が符合していることも挙げられること、④C供述の信用性評価に係る再審開始決定の指摘は、公訴提起段階で中心的な証拠と位

- 2 名古屋高裁金沢支部は、同年7月18日、前記再審開始決定と同様の理由により、確定審第一審判決に対する検察官の控訴を棄却する（本件殺人につき無罪とした確定審第一審判決を是認する）判決を言い渡し、同年8月1日、検察官が上訴権を放棄したことにより同判決が確定した。

## 第7 確定審における検察官の対応上の問題点・反省点等

### 1 証拠の開示に関する問題点

再審無罪判決においては、確定審における公判過程でC第一次供述の裏付けとして主張していた「夜のヒットスタジオ」の放送日に関する検察官の対応について

- ・ 確定審検察官は、昭和62年捜査報告書の重大な誤りを明らかにすることなく、被告人から正しい事実関係を前提とした主張・立証の機会を奪い、裁判所にも動かし難い事実について真実と異なる心証を抱かせたまま判決をさせるなど、不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったといわれても仕方がない訴訟活動に及んでいる
- ・ 確定審検察官の訴訟活動に対しては、その公益の代表者としての職責に照らし、率直に言って失望を禁じ得ない

などと厳しく指摘された。

そこで、以下、まずは本件捜査報告書を開示しなかったことに関わる問題点を検討し、次いで、その他の証拠の開示に関する問題点について検討する。

#### (1) 本件捜査報告書について

確定審第一審における公判は、他に複数の共同立会検察官がいたものの、第1回から第15回公判期日までは検察官P2が、その後は検察官P4がそれぞれ中心となって遂行されたところ、前記第3の1(4)のとおり、本件捜査報告書は、C供述の内容が変遷を見せる中、検察官P4が中心となって公判を遂行していた時期に、警察による補充捜査の結果、C第一次供述の内容の一部と齟齬する事実関係を示すものとして、警察から送致を受けて検察官が保管するに至ったものであった<sup>66・67</sup>。

---

置付けられていたB供述の信用性には直接影響しないものと考えられたことなどから、本件捜査報告書による影響は限定的なものにすぎないと考えられ、そのほか、再審理由があったとした再審開始決定において指摘された事項を踏まえてもなお、X氏の有罪を立証することができると判断し、再審公判において有罪立証をした。

<sup>66</sup> なお、本件殺人事件の捜査段階及び確定審第一審の途中まで関与していた検察官P3は、本件殺人事件の捜査・公判に部分的に関与していたが、捜査や公判遂行の中心的な部分はほとんど検察官P2と検察官P4が担当していたことに加え、記憶の減退により、本件殺人事件に関する記憶がほとんどなく、本件捜査報告書や、テレビ番組の放送日に関する検察の主張と裁判所に提出されている証拠が齟齬している事実についても認識していないものと認められた。

<sup>67</sup> 確定審第一審の途中から終盤まで検察官P4と共に本件殺人事件の公判に関与していた検察官P

検察官 P 4 からのヒアリングの実施を試みたものの、これを実施することはできなかったが、前記の経緯からして、少なくとも検察官 P 4 は、信用性が争われていた C 第一次供述の内容の一部やその裏付けとして公判に提出していた昭和 6 2 年捜査報告書の内容が本件捜査報告書により確認された客観的な事実関係と齟齬することを把握していたことが明らかである。

そうすると、検察官 P 4 としては、それまでの検察官の主張及び証拠が客観的な事実関係と齟齬することが明らかとなった以上、少なくとも、本件捜査報告書を弁護人に開示し又はその内容を裁判所及び弁護人に説明するなどして、テレビ番組の放送日に関する部分について C 第一次供述が裏付けられているとする従前の主張や、その主張の前提となる昭和 6 2 年捜査報告書をいずれも撤回するなどの適切な是正措置を講ずるべきであったが、そのような是正措置を講ずることなく、従前の主張及び証拠を前提とした論告を行ったと認められる。このように、確定審第一審の公判に関与した検察官のうち、少なくとも検察官 P 4 は、C 供述の信用性が争われる中で、従前の主張及び証拠が明確に客観的な事実経過と齟齬していることを示す本件捜査報告書の送致を受けてその内容を認識しながら、何らかの確な対応を講じることなく公判において従前同様の主張をしていたことが認められる。本件捜査報告書の内容は、C の変遷する供述のうち、「夜のヒットスタジオ」でいやらしい踊りの映像が放送された日の夜、うどん屋において、W 7 のけんかを目撃し、その後、W 6 と会って覚醒剤を譲り受け、W 5 と共に福井市内を車で走行していたところ検問に遭ったので、その日は X 氏らに会っていない旨の C 第二次供述の信用性を弾劾することができる一方で、同映像が放送された日に A や X 氏らに会い、X 氏の服に血が付いているのを見た旨の C 第一次供述の信用性も減殺される関係にあると理解できるものであるところ、検察官 P 4 は、本件捜査報告書を開示するなどの是正措置を講じることにより、それまでの検察官の立証の一部が誤っていたこととなるとともに、C 第一次供述の信用性を基礎付ける証拠の一部が失われる事態を避けようとして、適切な是正措置を講じず、従前の主張立証を維持してその内容を前提とした論告を行ったものと判断せざるを得ない。加えて、控訴趣意書については、当時の福井地検次席検事名で作成されているところ、同検察官ら他に関与したと考えられる検察官らは既に逝去するなどしており、ヒアリングを実施できなかったた

---

5 及び同人の後任として検察官 P 4 と共に確定審第一審公判で論告を行うなどした検察官 P 6 についても、公判遂行の中心的部分を検察官 P 4 が担っていたことに加え、記憶の減退も相まって、本件捜査報告書や、これによる検察官の確定審における従前の主張と客観的事実の齟齬について認識していないものと認められた。なお、確定審第一審で検察官による論告が行われた第 4 0 回公判期日から本件殺人事件の公判に関与した検察官 P 7 に対してもヒアリングの実施を試みたものの、これを実施することはできなかった。

め、その経緯を必ずしも確定できないが、論告の表現が援用され、適切な是正措置が講じられることのないまま控訴趣意書において論告と同旨の記載がなされ、これが裁判所に提出されたものと判断せざるを得ない。

次に、確定審控訴審の公判において、関与した検察官らは、事実と異なる昭和62年捜査報告書の内容を前提とした具体的な主張立証を行ったとは認められず、平成6年9月29日の第10回公判期日において弁論を行った際にも、事実と異なる主張をすることはなかったが、確定審控訴審判決においては、C供述の信用性を基礎付ける一事情として「テレビ番組の放送内容には、女性歌手 $\alpha$ と男性歌手 $\beta$ がいやらしい仕種をしていたものが含まれていた」旨判示されていた。

確定審控訴審に関与した検察官のうち、ヒアリングを実施できた検察官P8は、Cの確定審控訴審における証人尋問を担当した一方で、本件捜査報告書の内容が、昭和62年捜査報告書の内容と齟齬している事実について明確な記憶がなく<sup>68</sup>、同じくヒアリングを実施できた検察官P9についても、同証人尋問に一部関与した事実は認められるものの、記憶の減退のために本件殺人事件に関する記憶がほとんどないことに加え、他の関与検察官はいずれも逝去等によりヒアリングが実施できなかった。そのため、検察官P8及び検察官P9を含め、当時の関与検察官らの認識を明らかにすることはできなかったが、いずれにせよ、確定審控訴審においても、本件捜査報告書に関する適切な是正措置が講じられることのないまま、裁判所に対し、動かし難い事実について真実と異なる心証を抱かせたまま判決に至らしめたとの事実経過は動かない。

確定審を通じて、信用性が争われていた関係者供述の裏付けに関する事項について、検察官によるこのような訴訟活動が行われるべきでないことは言うまでもなく、再審無罪判決において、「確定審検察官の訴訟活動は、裁判所に法の正当な適用を請求し、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」などと厳しい指摘を受けたことも当然と言わざるを得ない。検察官P4を始めとする確定審の関与検察官が本件捜査報告書に関する適切な是正措置を講じなかったことについては、公益の代表者として公正誠実に職務を行うという姿勢に欠けていたものと評価せざるを得ず、この点を真摯に反省しなければならない。

また、一般に、個別の事件における主張立証方針は、担当検察官が自ら判

---

<sup>68</sup> 検察官P8は、Cの証人テストの際、Cが確定審第一審において証言を翻した理由を詳細に供述し、C第一次供述が真実であるなどと述べたことから、確定審第一審で証言を翻した理由が、証人尋問の主眼となったことは記憶していた。

断して決定する一方で、重要な方針等に関しては、担当検察官から上司に報告・相談し、上司が適切な指導をするのが通例であるところ、前記のとおり検察官P 4についてヒアリングを実施できず、検察官P 8らの記憶も曖昧である上、確定審第一審及び控訴審の公判に関与した検察官の上司らは既に逝去するなどしてヒアリングを実施できなかったため、本件捜査報告書に係る適切な是正措置が講じられることのないまま公判が遂行されていたことについて、上司らに報告・相談されていたか否かは明らかでないが、少なくとも関与検察官らにおいて前記のような不公正な訴訟活動が行われていた事実を鑑みれば、担当検察官を監督する立場にあった上司らについても、明示的な決裁・了承という形式を採ったか否かにかかわらず、結果として、担当検察官が適切な訴訟対応を行うよう指導する責務を十分に果たしていなかったと言わざるを得ない。

(2) 本件捜査報告書以外の証拠の開示について

前記第3の1及び3のとおり、検察官P 2、検察官P 4及び検察官P 8ら、確定審第一審及び控訴審において公判対応に当たった検察官は、

- ・ 確定審第一審の第1回公判期日において、AないしFら本件殺人事件の主要関係者の証人尋問請求をする一方で、これら主要関係者の捜査段階における供述調書を同期日においては弁護人に開示しなかったこと<sup>69</sup>
- ・ 確定審第一審の第3回公判期日において、弁護人から、Bの捜査段階における全ての供述調書の開示を求められたものの、開示する意思はないとしてその場での開示を拒んだこと
- ・ その後、弁護人からの証拠開示の申立て等を踏まえ、Bの捜査段階における供述調書を始め、主要関係者の捜査段階における供述調書等を順次弁護人に開示したこと

などが認められた。

検察官の対応がそのようなものとなった背景には、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）により通常審において公判前整理手続等の一部を構成するものとして証拠開示制度が導入される以前は、通常審においても、最高裁昭和44年4月25日決定に基づき、証拠調べの段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合に、その閲覧が被告人の防御のため特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認めるときに、裁判所の訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ず

---

<sup>69</sup> この対応は刑事訴訟法299条1項に従った対応といえる（前掲脚注22参照）。

ることができる」とされているにとどまっていたことがあると考えられる。確定審における検察官の証拠開示の範囲は、導入された証拠開示制度を運用している現在の視点から見れば限定的であると評価せざるを得ないが、このような当時の状況において、検察官 P 2 や検察官 P 8 らは、裁判所からの証拠開示命令や勧告がなされた場合に限り証拠開示に応じるという理解の下で証拠開示への対応に当たっており、確定審第一審及び控訴審を通じて、弁護人の累次にわたる証拠開示命令の申立てに対し、その具体的な主張状況等も踏まえた裁判所による命令や勧告の状況も踏まえて前記のような対応をしたものと認められた。

## **2 検察官による控訴に関する問題点**

前記第 3 の 1 (4) のとおり、検察官は、本件捜査報告書を確定審第一審公判係属中にその手元で保管するに至りながら、この点につき適切な是正措置を講じることのないまま、確定審第一審の無罪判決に対して控訴を申し立てた。

本調査では、当時の控訴の判断に関与した検察官らのヒアリングを実施できず、その証拠評価等に係る認識を確認できなかったため、検察官が X 氏に無罪を言い渡した確定審第一審判決に対して控訴を申し立てたことが、後述する再審請求審の関与検察官と同様、本件捜査報告書の存在及び内容を踏まえてもなお有罪判決を期待し得る状況にあったとする証拠評価を踏まえたものであったか否かを含めて確定的な結論を出すことは困難である。しかしながら、少なくとも、検察官が、本件捜査報告書につき適切な是正措置を講じることのないまま控訴を申し立てたことについては、確定審第一審及び控訴審の対応と同様に反省すべきものと考えられた。

## **第 8 再審請求審における検察官の対応上の問題点・反省点等**

### **1 証拠の開示に関する問題点**

#### **(1) 証拠開示に対する検察官の基本的な立場**

再審は、確定判決の存在を前提として、法定の再審開始理由がある場合に限り開始することとされており、再審請求者において、法定の再審開始理由の存在を主張・立証し、裁判所は、これに基づいて、職権で再審開始理由の有無を判断する手続である。

通常審においては、前記平成 16 年の刑事訴訟法改正により公判前整理手続における証拠開示制度が導入され、当事者である検察官から被告人側に対し、その防御の準備のために必要と認められる証拠を開示することとされ、また、証拠開示の対象となる証拠の範囲に係る平成 19 年の最高裁決定<sup>70</sup>が

---

<sup>70</sup> 最高裁平成 19 年 12 月 25 日決定では、「公判前整理手続及び期日間整理手続における証拠開

なされるなどしたところ、審理構造の異なる再審請求審においてこれらの手続の内容や趣旨が妥当するものではないものの、証拠開示制度を運用する中で、検察官としては、再審請求審の審理構造に適した在り方として

- ・ 裁判所が再審開始理由の存否を判断するため必要と認められるか否か
- ・ 関係者の名誉・プライバシーを害するといった弊害があるか否か

などの点を勘案しつつ、

- ・ 裁判所の意向

等も踏まえ、証拠開示に対応するようになり、これが定着している。

## (2) 第一次再審請求審

### ア 本件捜査報告書に関する対応について

第一次再審請求審については、時期に応じて複数の検察官が担当していたところ、それらの検察官のうちヒアリングを実施できた者の間において、本件捜査報告書の存在及び内容や、昭和62年捜査報告書との齟齬に係る認識は様々であったが、少なくとも時期を異にして本件殺人事件を中心に担当していた検察官P10、検察官P11及び検察官P12は、

- ・ 昭和62年捜査報告書と本件捜査報告書が齟齬していること
- ・ 確定審においては昭和62年捜査報告書を前提に審理が行われていたこと

を認識していたものと認められた。

まず、第一次再審請求審第一審の途中まで関与した検察官P10及びその後任として同第一審に関与した検察官P11については、記録を精査したこと等を契機として、本件捜査報告書と昭和62年捜査報告書の齟齬及び本件捜査報告書が開示されず裁判にも顕出されていないことを認識したものの、「夜のヒットスタジオ」の放送日は、複数の関係者の中の一人であるC供述の裏付けの一つにすぎず、検察官が主張立証している放送日と客観的な放送日が齟齬している事実がそれほど重要な事実であるとは考えなかったこと、あるいは、「夜のヒットスタジオ」が本件犯行当日である3月19日の1週間後の3月26日にも放送されており、Cが供述する女性歌手αと男性歌手βのいやらしい踊りの場面は、3月26日の放送内容であったことから、3月19日に同番組で女性歌手αと男性歌手βのいやらしい踊りを見た旨のC証言は、客観的事実に反するものの、事件後

---

示制度は、争点整理と証拠調べを有効かつ効率的に行うためのものであり、このような証拠開示制度の趣旨にかんがみれば、刑訴法316条の26第1項の証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限られず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当である」と判示された。

に警察がCへの聴取を実施したのは、事件から相当期間が経過した後のことであったことを考慮すると、印象的に記憶していた「いやらしい踊り」の放送日が実際より1週間前の3月19日であると混同した状態で供述をしたとも思われ、仮に本件捜査報告書を証拠として提出したところで、C供述が信用できるとの確定審の認定が覆るとは判断しなかったことから、前記の齟齬や本件捜査報告書の存在を上司に報告せず、本件捜査報告書を開示し裁判に顕出するなどの是正措置も講じなかったものと認められた。

次に、第一次再審請求審第一審の途中から第一次再審請求審異議審まで関与した検察官P12については、第一次再審請求審第一審における再審請求に係る決定を控え、当時、不提出記録を含め、事件記録を検討する中で、昭和62年捜査報告書と本件捜査報告書の齟齬を把握したものと認められた。その上で、検察官P12は、本件殺人事件の最重要証拠はA及びBの供述だと考え、昭和62年捜査報告書は、このA及びBの各供述の支えの一つとして位置付けられるC供述の信用性に関わる証拠と捉えており、確定審において、Cが事件当夜に見ていたと証言した「夜のヒットスタジオ」において女性歌手αと男性歌手βがいやらしい踊りをするシーンは、実際には犯行の1週間後に放送されたものであったが、犯行当日にも同番組自体は放送されていたことに加え、いやらしい踊りが印象的なシーンであることからすれば、Cが犯行当日とその1週間後に見た番組の内容を混同して記憶していた可能性も十分にあり得ることから、核心部分において他の関係者供述と整合するC供述の信用性に大きな影響はないと考え、上司に報告・相談せず、裁判所や弁護人にも提出・開示しなかったと認められた<sup>71</sup>。

他方、検察官P12の上司であった検察官P13は、検察官P12から本件捜査報告書の内容や「夜のヒットスタジオ」の放送日の齟齬についての報告・相談がなかったことから、本件捜査報告書の存在及び内容や従前の検察官の主張・証拠との齟齬を把握していなかったものと認められた。また、再審開始決定に対する異議申立てをするに当たり、即時抗告に対応した異議申立期間が限られていた中、検察官P12及びその上司であった検察官P14が中心となって、再審開始決定の内容を踏まえて異議申立書を作成・提出した経緯が認められたところ、検察官P14においても、再

---

<sup>71</sup> 検察官P12は、警察にも確認するなどして、本件捜査報告書が、確定審第一審当時、昭和62年捜査報告書の記載内容の明確な裏付けがないためテレビ局に直接裏付けを行い作成されたものであることや、当時の検察官P4において確定審第一審に顕出されなかったと考えられる旨を認識するなどしたものと認められた。

審開始決定は、①被害者の創傷と凶器の包丁との整合性、②スカイライン車内への被害者の血液付着の有無、③犯行現場の状況からうかがえる犯人像とX氏との整合性の3点を理由としてなされており、異議申立書も、これら3点を弾劾することを中心に起案したが、異議申立書を起案するのに必要な範囲で書証や証人尋問調書等を読み込んだため、昭和62年捜査報告書の内容は認識していたが、不提出証拠であった本件捜査報告書の存在までは把握しておらず、検察官P12を始めとする他の検察官からも、「夜のヒットスタジオ」の放送日の齟齬について、報告・相談を受けたことがなく、したがって、昭和62年捜査報告書やそれまでの審理経過と齟齬する本件捜査報告書の存在を認識していなかったものと認められた。

その他、第一次再審請求審第一審に関与したその他の検察官に対するヒアリング結果を踏まえても、第一次再審請求審第一審において検察官P10、検察官P11及び検察官P12以外に本件捜査報告書の存在及び内容を把握していた者は見当たらなかった。

次に、第一次再審請求審の異議審については、平成24年4月から異議審の担当検察官として異議審に中心的に携わることとなった検察官P15は、時期は明確ではないものの、遅くとも平成24年10月に本件殺人事件の関係者供述の信用性に関する意見書を作成した時点までには、全ての証拠に目を通し、昭和62年捜査報告書と本件捜査報告書の内容が齟齬しており、確定判決が昭和62年捜査報告書をC供述の信用性の裏付けの一つに位置付けた上、X氏に有罪判決を言い渡していることを認識していたものと認められた。検察官P15は、その上司であった検察官P16に対し、本件捜査報告書に関する対応を報告・相談したものの、結局、原審が行った再審開始決定の当否を事後的に審査する異議審において、「夜のヒットスタジオ」の放送日に関連するC供述の信用性が主たる争点とはなっていなかったことに加え、本件殺人事件における最重要証拠はB供述であり、C供述はB供述を裏付ける証拠の一つにすぎず、Cが供述していた女性歌手αと男性歌手βのいやらしい踊りが放送されたのは、本件犯行の1週間後であり、犯行当日も「夜のヒットスタジオ」において同じ女性歌手αと男性歌手βが出演していたことから、Cが両方の放送を見て、より印象的な「いやらしい踊り」のシーンが放送された回と犯行当日に放送された回の内容を混同して記憶していただけた可能性があることなどから、異議審で本件捜査報告書に係る是正措置を講じるには至らなかったものと認められた。この点に関する検察官P16の記憶は明確でなかったが、検察官P16の直属の上司であった検察官P14及び検察官P17は、いずれも検察官P16を含む部下から「夜のヒットスタジオ」の放送日の齟齬についての報告・相談を受けていなかったことから、本件捜査報告書の

存在及び内容や従前の検察官の主張・立証との齟齬を把握していなかったものと認められ、検察官 P 1 5 の報告・相談は、少なくとも、検察官 P 1 6 より上の立場の者には共有されておらず、当時、本件捜査報告書の取扱いについて、是正措置を講ずることにつき積極・消極いずれの方向においても組織としての対応がとられた形跡は見当たらなかった<sup>72</sup>。

以上のとおり、本調査の結果、第一次再審請求審に関与した当時の名古屋高検所属の検察官のうち複数の検察官が、「夜のヒットスタジオ」の放送日に関して確定審公判に提出されていた昭和 6 2 年捜査報告書と本件捜査報告書との齟齬を明確に認識しながら、適切な是正措置を講じていなかったことが判明した。そして、それらの検察官は、いずれも、本件捜査報告書が C 供述の信用性、ひいては検察官の立証に与える影響について、本件殺人事件の最重要証拠は B 供述であって、本件捜査報告書は B 供述を裏付ける C 供述の裏付けの一つにすぎないなどの判断から、有罪・無罪の結論に影響を及ぼすほど重大なものとまで認識していなかったものと認められた。

もっとも、このような証拠評価がなされていたとしても、これまで述べたとおり、確定審において、検察官が誤った内容の昭和 6 2 年捜査報告書を前提とした論告を行い、控訴趣意書においても同様の主張をし、さらには、X 氏に有罪判決を言い渡した確定審控訴審裁判所も、昭和 6 2 年捜査報告書の内容を前提として、事実と異なる事実認定をして X 氏に有罪判決を言い渡していたのであるから、本件捜査報告書が本件殺人事件の証拠関係全体、ひいては確定判決に与える影響についての評価にかかわらず、第一次再審請求審第一審はもとより、事後審としての性格を持つ異議審においても、検察官としては、速やかに上司に報告・相談するなどした上、裁判所及び弁護人にその事実を伝えるなどの適切な是正措置を講じるべきであり、それが講じられていなかった点は反省すべきである。

第一次再審請求審においては、第一審では本件捜査報告書の存在及び内容等につき再審手続に中心的に対応していた検察官から上司に報告・相談されたとは認められず、異議審では上司に報告・相談されたものの、組織的な対応が講じられた形跡はなく、いずれにせよ、組織的に本件捜査報告書の存在及び内容を秘匿し続けたと疑われるような事情は見当たらない

---

<sup>72</sup> なお、本調査の結果、本件捜査報告書を含む公判不提出記録が最高検に送付された記録はなく、第二次再審請求審において本件捜査報告書が開示されるより前に最高検が本件捜査報告書の存在を把握した形跡もないことから、最高検が本件捜査報告書の存在を最初に知ったのは、令和 5 年 8 月、第二次再審請求審において本件捜査報告書の開示を受けた弁護人が、その内容を記載した書面を裁判所及び名古屋高検金沢支部に提出・交付し、同年 1 0 月頃、同支部から同書面についての報告を受けた際であると認められた。

ったものの、第一次再審請求審第一審に携わった他の検察官においても、請求人側が主張する再審事由との関係に限定しないで、幅広く証拠関係全体を把握して検討していれば、より早く前記の齟齬に気付いて必要な措置を採ることができた可能性があったといえる。

さらに、前記のとおり第一次再審請求審に直接関与した検察官らの上司についても、確定審における判決内容を前提として、請求人側が主張する再審開始理由が存在するか否かが審理対象であったことに加え、多数の事案の決裁を行う決裁官が、個々の事件記録の隅々まで精読・検討することは事実上困難ではあるが、こうした上司らにおいては、担当検察官を監督する立場にある以上、結果としては、担当検察官らに対する指導が十分ではなかったと言わざるを得ない。

#### イ 第一審での対応について

以上のほか、第一次再審請求審第一審における検察官の主な証拠開示は、

- ・ 裁判所による平成20年2月18日の開示勧告に基づく「客観的証拠」の開示
- ・ 裁判所による平成21年11月12日の開示勧告に基づくD、E及びW1らの「供述調書」の開示
- ・ 裁判所による平成22年9月29日の三者打合せにおける「柔軟に対応してもらいたい」旨の意向に基づく「W2所有のスカイラインに関する証拠」の開示

であるところ、検察官は、いずれも裁判所の勧告を受け、又は明示的に示された意向を受けて、証拠を開示するに至っていた。

検察官の対応は、再審請求審の職権主義的構造を前提に裁判所の勧告に従って証拠を開示するという当時の運用に則ったものと認められたが、他方で、現在の運用の視点から見れば、開示請求への対応としてその範囲は限定的であったと言わざるを得ない。

#### ウ 異議審での対応について

異議審において、弁護人は、刑事訴訟法改正により平成17年から施行されている通常審における証拠開示制度が再審請求審にも適用されることを前提に、W3及びW4の各供述調書等が類型証拠に該当すると主張して、検察官に開示を求めた。

これに対し、再審請求審異議審を担当していた検察官P15は、当時の判断として、通常審を対象とした刑事訴訟法上の証拠開示制度が直ちに再審請求審に適用されることはなく、また、再審請求審の異議審は、原決定の当否のみを判断するものであり、その当否の判断に当たって、W3及びW4の各供述調書等の開示が必要な理由が弁護人から十分に主張されていないことを理由として、裁判所に対し、その理由を弁護人に十分に疎明

させることを求めることとした。

再審請求審の異議審が再審請求審の決定の当否を事後的に審査する事後審としての性格を有していることについては、最高裁決定も同様の解釈に立っており<sup>73</sup>、前記のような検察官の対応は、弁護人が開示を請求する証拠が、異議審の裁判所が原審の再審開始決定又は不開始決定の当否を審査するに当たって必要な理由を確認するため、弁護人に十分な説明を求めたものと理解されるが、その後も第一次再審請求審における再審開始決定の判断の当否とW3及びW4の各供述調書の開示の必要性が必ずしも弁護人から明確に主張されていたとは認め難く、裁判所が検察官に対して、W3及びW4の各供述調書等についての開示勧告をすることもなく、検察官においてもこれらの証拠を開示しなかった。

### (3) 第二次再審請求審

#### ア 本件捜査報告書を含めた個別の証拠開示への対応について

第二次再審請求審の当初から途中まで関与した検察官P18は、前記のとおり、広範な証拠を開示するよう求める弁護人からの証拠開示命令の職権発動の申立て等を受けて、令和5年2月10日に開催された裁判所、検察官及び弁護人の三者による第1回進行協議期日の際、福井地検において保管中の証拠書類を名古屋高検金沢支部に取り寄せるなどして、その中に未開示の証拠が存在するか否かを調査中であるとしながらも、裁判所及び弁護人に対し、「現時点では開示の可否については判断できないし、いつ頃に回答できるかを回答することもできない。」旨述べたことが認められた<sup>74</sup>。

その後、裁判所が、送致書類目録を弁護人に任意に交付するよう促すなど、第二次再審請求審の円滑な進行のために、広範な証拠の開示を求める意向を示したことを踏まえ、当時の名古屋高検では、早期に証拠開示に対

<sup>73</sup> 最高裁平成17年3月16日決定（いわゆる狭山事件の第二次再審請求の特別抗告審における決定）は、「異議審において…鑑定書…が提出されているが…これらを再審事由として追加的に異議審で主張する趣旨であるとすれば、再審請求審の決定の当否を事後的に審査する異議審の性格にかんがみ、不適法といわざるを得ない」と判示して事後審である異議審の審査対象を「再審請求審の決定の当否」と明示している。

<sup>74</sup> なお、第1回進行協議期日における証拠開示に関する検察官の対応をめぐっては、「裁判所は、検察官に、証拠開示命令請求書記載の証拠全部の開示に応じるよう口頭で勧告したが、検察官は、『名古屋高検の担当者全体の意向である』として、任意開示を拒否した。」などといった指摘もされている（再審福井女子中学生殺人事件弁護団「福井女子中学生殺人事件、逮捕から38年後の再審無罪確定-警察、検察による供述捏造と証拠隠しが争点となった事案における主張立証・証拠開示の経過と裁判所の判断-」（判例時報2643号10頁））。この点、本件殺人事件の訴訟記録中には前記指摘に係る記載は存しない上、本調査によっても、第1回進行協議期日に参加した検察官P18において同発言に及んだか否かについて確たる記憶がなく、当該発言の存否について確たる結論を得ることはできなかった。

応するため、体制を増強して開示すべき証拠を選別する作業を進めた上、令和5年5月11日から同年12月21日までの間、5回にわたり、合計287点の証拠を順次開示した。開示する証拠の選別作業に相応の時間を要したものの、大きく遅延することなく、再審請求審の主宰者である裁判所の意向を踏まえた広範かつ多数の証拠を開示したものと認められた。

また、このような広範な証拠開示を行う中で、検察官P18は、本件捜査報告書を開示するに至っている。なお、本件捜査報告書は、前記5回の証拠開示のうち3回目の証拠開示の機会に開示されたところ、検察官P18によれば、証拠の保管状況を踏まえて開示すべき証拠を順次整理して開示した結果であるにすぎず、もとより意図的に開示を遅らせたものではなく、現に、広範な証拠開示が始まった2回目の証拠開示（令和5年7月24日）から1か月後の3回目の証拠開示（同年8月22日）の機会に本件捜査報告書を開示していることからしても、検察官P18が、殊更に開示を遅らせようとした意図を有していたとは認められない<sup>75</sup>。

#### イ 証拠の一覧表又は送致書類目録を交付しなかったことについて

弁護人は、第二次再審請求審において、証拠の一覧表又は送致書類目録の交付を求めており、裁判所も、送致書類目録の任意の交付を検討するよう検察官に求めたが、検察官P18は、このような証拠の一覧表や送致書類目録の交付には理由がないとしてこれらを交付していない。

再審請求審において、裁判所は、職権主義の下、主体的に事実の取調べを行うなどして、再審請求者が主張する再審開始理由の存否を判断することとされており、証拠の一覧表や送致書類目録などといった、再審開始理由と無関係のものも含めて全ての証拠の標目を網羅的に記載したリストを再審請求者側に交付（閲覧・謄写）させることは、そもそも、再審請求審の審理構造と整合しないものであり、検察官P18においても、このような考えに基づいて送致書類目録等を交付しなかったものと認められた。

その上で、検察官P18は、裁判所の意向を踏まえ、前記のとおり広範な範囲の証拠を開示し、その結果、裁判所においても、証拠の一覧表又は送致書類目録を交付するよう命令・勧告する必要はないとの判断を示したものと認められた。

---

<sup>75</sup> 検察官P18は、本件捜査報告書の内容が従前の検察官の主張及び証拠と齟齬することを認識し、裁判所の意向を踏まえ、上司にも報告・相談の上、本件捜査報告書を開示することとしたものと認められた。また、検察官P18と共に証拠開示に対応した検察官P19は、広範な証拠開示に向けて多数の証拠を整理することに注力しており、本件捜査報告書の存在により、確定審における検察官の主張と客観的事実との齟齬が問題となることについて認識していたとは認められなかった。

## 2 検察官による第一次再審請求審での不服申立てに関する問題点

検察においては、名古屋高検も含め、一般に、再審開始決定がなされた場合には、その内容を子細に検討し、同決定を取り消すべき理由の有無等を検討して不服申立ての要否を判断することとしていた。

そして、第一次再審請求審においては、被害者の遺体の創傷が凶器とされた本件包丁によって形成可能であるか否かや、本件犯行後にX氏が乗って移動したとされる車両のダッシュボードから血液反応が得られなくても不自然でないか否かなど、確定判決が認めた客観的証拠とその評価が主な論点とされていた。検察官P12及び検察官P14らは、これらの点に関する確定判決の判断に強い疑いが生じるなどとした再審開始決定について、これが取り消されるべき十分な理由があると判断したものと認められた（現に、異議審の裁判所は、これらの点に関する再審開始決定の判断を覆している。）<sup>76・77</sup>。

もっとも、再審無罪判決においては、本件捜査報告書の内容を踏まえて確定審において適切な是正措置が講じられていれば、再審請求以前に適切な判断が示されていた可能性も十分に考えられる旨指摘されているところ、検察官による異議申立ては、本件捜査報告書に係る適切な是正措置が講じられることのないままされたものであって、より早期の段階で本件捜査報告書が裁判所に提出されるなど適切な是正措置が講じられていれば、第一次再審請求審においてもその点が争点化され、第二次再審請求審における再審開始決定と同様、本件捜査報告書を契機に主要関係者の一人であるC供述の信用性に疑念が生じたことを皮切りに、他の関係者供述の信用性にも疑念が生じ、本件殺人事件全体の立証構造に動揺が生じた結果、再審開始決定がされていた可能性も十分に考えられる。このような観点からは、第一次再審開始決定に対する異議申立てについて

---

<sup>76</sup> 検察官P12においては本件捜査報告書の存在及び内容を認識しつつ、それが確定判決の認定を動揺させるほどのものではないとの証拠評価に基づき、検察官P14においては本件捜査報告書の存在及び内容の認識がないまま、こうした判断をしたものと認められた。

<sup>77</sup> ヒアリング結果を踏まえると、検察官としては、仮に本件捜査報告書が異議申立て当時裁判所に顕出されていたとした場合には、①本件殺人事件における最重要証拠は、X氏を犯行現場まで送迎した上、X氏の着衣に血が付いているのを目撃し、その犯行告白を聞いたBであるところ、B供述の信用性は、本件捜査報告書の影響を受けるものではないこと、②本件捜査報告書の影響を受けるC供述は、主たる証拠であるB供述やA供述を裏付ける証拠にすぎず、「夜のヒットスタジオ」の放送日は、かかるC供述の信用性の裏付けの一つにすぎないこと、③本件捜査報告書によると、Cは客観的事実に反する供述・証言をしていることになるが、実際には、犯行日の1週間後の3月26日にCが供述・証言する「いやらしい踊り」が放送されており、Cが3月26日に見た「夜のヒットスタジオ」の内容を3月19日に見た同番組の内容であると混同して供述した可能性も十分に考えられ、本件捜査報告書は必ずしもC供述の信用性を減殺するものにはならないこと、④Cは、証言を変遷させた後も、ゲーム喫茶でAと会うなどした日にX氏の着衣に血が付いているのを目撃した旨証言しており、そのような珍しい出来事が近接して二度起こるはずはなく、結局、CがX氏の着衣に血が付いているのを見た日は、他の関係者らが同様の場面を目撃した日と同じ日、すなわち事件当夜であることが明らかであることを指摘して、主張立証を尽くすことが考えられたものと認められた。

ては、当該再審開始決定で示された再審開始理由との関係では前記のとおり十分な理由があると考え、また、本件捜査報告書の証拠価値については様々な評価があり得たと考えられるとしても、本件捜査報告書に基づく適切な是正措置が講じられることのないままなされるべきでなく、その点においては反省すべきものであったと考えられる。

## **第9 まとめ（問題点とそれに対する対応）**

### **1 問題点**

以上のとおり、本件捜査報告書をめぐる対応に関しては

- ① 確定審の関与検察官のうち少なくとも一部の検察官において、ヒアリングを実施できずその具体的な認識を確認できなかったものの、確定審第一審の公判に顕出され、裁判所の認定の基礎となっていた昭和62年捜査報告書と齟齬する本件捜査報告書の存在及び内容を認識していたことが明らかであるにもかかわらず、検察官立証への支障等の懸念から、適切な是正措置を講じることのないまま公判を遂行して第一審判決に至らせ、更に同判決に対して控訴を申し立てたこと
- ② 第一次再審請求審第一審の関与検察官のうち少なくとも一部の検察官において、前記同様、確定審で公判に顕出され、裁判所の認定の基礎となっていた昭和62年捜査報告書と齟齬する本件捜査報告書の存在及び内容を認識していたにもかかわらず、Cが当該テレビ番組を見た日付とその1週間後に見た番組の内容を混同して記憶していた可能性も十分にあり得るなどとのC供述の信用性評価、あるいは、本件捜査報告書が複数の関係者の中の一入であるC供述の裏付けの一つにすぎず、それにより確定判決の認定が動揺するほどの重要な事実ではないなどといった本件証拠構造を踏まえた証拠評価に基づき、適切な是正措置を講じることのないまま再審請求審の手続を進め、再審開始決定がなされた後も、同様に適切な是正措置を講じることのないまま同決定に対する異議を申し立てたこと
- ③ 第一次再審請求審異議審の関与検察官のうち少なくとも一部の検察官において、同様に本件捜査報告書の存在及び内容を認識し、上司への報告・相談も行ったと認められたにもかかわらず、異議審ではC供述の信用性が主たる争点となっていなかったことに加え、前記同様にCの記憶が混同していた可能性もあると判断し、適切な是正措置を講じることのないまま、再審請求審の手続を進め、その結果、再審開始決定が取り消されるに至ったことが認められた。

本件関与検察官の一部においては、本件捜査報告書によっても必ずしもC第一次供述の信用性が揺らぐものではなく、あるいはC第一次供述の信用性が揺らいだとしても他の主要関係者の供述の信用性まで揺らいで確定判決の認定に

合理的な疑いを生じさせるまでのものではない旨の証拠評価や判断をしたものであるが、本件捜査報告書は、確定審第一審で公判に顕出されその後の裁判所及び当事者の訴訟活動や判断の基礎とされていた内容が誤りであることを示すものであったのであるから、公益の代表者として立証責任を負う検察官として、その点について可及的速やかに是正措置を講じた上で、検察官としての証拠評価・判断を主張すべきであり、そのような措置が適切に講じられることがなかった点は、確定審での訴訟追行や控訴を始め、第一次再審請求審での再審手続への対応や再審開始決定に対する異議申立てを通じ、一貫して反省すべきものである。

## **2 対応策**

前記第9の1で明らかになった本件殺人事件の反省点については、第二次再審請求審で本件捜査報告書を開示したとおり、近時、検察として、再審請求手続において、再審開始理由との関連性、裁判所がその判断をするための必要性、開示した場合の弊害を考慮し、裁判所の意向も踏まえ、柔軟に証拠を任意に提出・開示する運用に至っていることや、上級庁の指導の下で再審事件に適切に対応するため、最高検に再審担当サポート室を設置してその体制を強化し、各高検にも同様の組織を設けていることによって相当程度対応されている部分もある。それに加え、本件殺人事件における検察官の対応の最大の問題点である、確定審及び再審請求審を通じて、本件捜査報告書に基づいて適切な是正措置が講じられなかったことについて、当庁においては、本件殺人事件の反省を踏まえた再発防止策として、令和7年8月4日、

- ・ 検察官の従前の主張や証拠に誤りがあることが判明したならば、速やかにそれを撤回し、必要に応じて裁判所や弁護人に経緯の説明や関係証拠の開示を行うなど、適切な是正措置を行う必要があること
- ・ 取調べにおいては、関係者に対する不当な誘導等の疑いを招くことがないよう配慮するとともに、供述の信用性評価に当たっては、誘導等による供述の信用性低下の可能性も考慮しつつ慎重な吟味を行うこと
- ・ 各庁の決裁官においては、本件再審無罪判決の指摘を踏まえ、改めて検察官の職務の重要性と責任の重大性に思い致し、一層、職務の適正を意識し、公益の代表者として不公正と言われるような捜査・公判・再審手続における活動を行うことのないよう、部下検察官を指導すること

などについての通知を発出した上、その内容を全国の検察官に向けて周知し、一層、職務の適正を意識した捜査・公判・再審手続における活動の徹底を図った。

加えて、本調査によって、これまで述べたとおり、本件捜査報告書の取扱いをめぐり、本件確定審及び再審請求審の各段階における反省点が改めて確認されたことを踏まえ、証拠評価にかかわらず従前の検察官の主張及び証拠と齟齬

する事実関係が明らかになった場合に、関与検察官個人として、また、検察組織として、適切な是正措置を講じることなどにより公正な訴訟追行を担保すべきこと等について、本調査結果報告書と共に改めて管内の検察庁に周知し、それを徹底すべく、適切な指導を行う。また、本調査結果報告書の内容については、最高検においても、全国の検察庁への周知や指導について、適切な対応を行うこととしている。

以 上